

## 各ワーキング・グループ等で更に精査・検討を要する提案事項(案)

所管省庁から回答を得た提案事項について、規制改革推進会議ホットライン対策チームにおいて内容審査を行ったところ、更に精査・検討を要すると認めたものは次のとおり

## 1 各ワーキング・グループ等で既に検討中、又は検討を予定している事項

## 農林ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	別添の該当 ページ
水耕栽培用の植物工場について「農地」の地目のままでの建設を認めること	1
植物工場の立地に関する用途規制の緩和	2

## 医療・介護ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	別添の該当 ページ
遠隔医療(遠隔診療及び遠隔服薬指導)のオンライン完結の推進	3
遠隔診療の解釈の明確化と関係各所への周知	5
対面診療、遠隔診療の適切な組み合わせを医師・患者の裁量に	6
遠隔診療におけるツールの限定性	7
地域医療における遠隔診療を普及させるための診療報酬改定	8
新規患者の拾い上げのための初診遠隔診療の診療報酬改定	9

## 保育・雇用ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	別添の該当 ページ
特に地方で深刻となっている人材不足を解消するため、中小企業に限りインターンシップを通じた人材採用を認めること	10

## 投資等ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	別添の該当 ページ
FCV/CNG車に関する国交省と経産省にまたがる事務手続きの合理化	11

## 本会議関連

提 案 事 項	別添の該当 ページ
自動車税納付書式の統一化等について	12
古民家等を活用した宿泊施設について、最低客室数や玄関帳場に関する規制緩和を早期に講じること	13
民泊サービスを提供する仲介事業者に関する法制度を整備すること	14
一定規模の乗合バス事業者採用の運転士に限定した大型第二種免許の取得要件の緩和	15



## 2 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

### 医療・介護ワーキング・グループ関連

提案事項	新規・継続等	所管省庁 回答	別添の該当 ページ
ホテルにおける常備薬の提供	新規	対応不可	16
患者数が少なく臨床試験が困難な希少疾病向けの医薬品・医療機器開発の承認期間を短縮化すること	◆継続	現行制度下 で対応可能	17
既に最低限の日本語力を有する外国人に対しては、介護福祉士試験、看護師試験の問題を英語とすること	新規	対応不可	18

### 投資等ワーキング・グループ関連

提案事項	新規・継続等	所管省庁 回答	別添の該当 ページ
縁石の車道等に対する高さの引き下げが適用される条件の緩和	新規	現行制度下 で対応可能	19
火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の配慮書手続きの簡素化(配慮書の送付のみによる手続期間短縮)	◆継続	対応不可	20
個人所有するレジャーボートに対しての検査制度について問題提起	新規	現行制度下 で対応可能	21
飲食店、理容院、美容院、クリーニング店等を営む者が生前に自分の子に営業を譲渡する場合の手続を簡素化すること	新規	対応不可	22
中国人旅行者に対する数次査証(ビザ)の有効期間を延長すること、および対象訪問地域を青森県、秋田県、山形県にまで拡大すること	新規	検討を予定 現行制度下 で対応可能	23
地域に観光客を呼び込むため「歴史的建造物の復元に関する基準」を緩和すること	◆継続	事実誤認	24
外国企業ならびに外国人の利便性向上を図るため、査証(ビザ)のオンライン申請を導入すること	新規	検討を予定	25
モビリティ・シェアリングに対する道路空間の活用	新規	現行制度下 で対応可能	26
有料老人ホーム建築における共同住宅並みの容積緩和	新規	対応不可	27
金融関連事業の兼業における届出・報告等にかかる手続の合理化	新規	検討を予定	28
区分所有法における危険な老朽マンションの建替え決議の成立要件を緩和すること	◆継続	対応不可	29
『70歳以上被用者該当届』の廃止について	新規	検討を予定	30
REINSのインターネット事業者への開放	新規	対応不可	31
特許印紙など収入印紙以外の印紙の廃止	新規	対応不可	32
テレビ局の規制改革	新規	事実誤認	35
人工知能(AI)に必要である、学習データ作成のための書籍のデータ化について	新規	事実誤認	36
アウトドアレジャー体験事業に伴う食事提供に関する規制緩和	新規	現行制度下 で対応可能	37



本会議関連

提 案 事 項	新規・継続等	所管省庁 回 答	別添の該当 ページ
民泊サービス(戸建住宅等を活用した宿泊サービスの提供)における建築基準法の取扱いについて	新規	検討を予定	38
戸建住宅を宿泊施設として活用するための規制緩和(建築基準法における用途変更における規制緩和)	新規	現行制度下 で対応可能 検討を予定	40
戸籍謄本・住民票の取得方法の統一	新規	現行制度下 で対応可能 事実誤認	42
第二種運転免許(大型及び中型)へのAT限定免許の新設	新規	対応不可	43

### 3 専門チームで扱う事項

医療・介護ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	新規・継続等	所管省庁 回 答	別添の該当 ページ
機能性表示食品制度における、生鮮食品を対象とする規格基準型の採用	新規	対応不可	45
機能性表示食品制度における機能性関与成分と、栄養機能食品制度の対象成分との併記	新規	対応不可	46
生鮮食品における、「抗酸化力」といった総合力としての機能性の表示	新規	対応不可	47
機能性表示食品制度における、生鮮食料品を対象とするパッケージの簡易表示	新規	対応不可	48
機能性表示食品制度における、消費者庁の迅速な確認および具体的な修正点の指示	新規	現行制度下 で対応可能	49
食品表示に関するガイドラインの明確化	新規	事実誤認	50

(注1) 「新規・継続等」の別は、現時点の状況等について内閣府事務局において便宜的に記載したものである。

(注2)

別添「区分(案)」は以下のとおり。

◎	各ワーキング・グループ等で既に検討中、又は検討を予定している事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項



## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 農林ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 4 月 12 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 4 月 25 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 5 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	水耕栽培用の植物工場について「農地」の地目のままでの建設を認めること
具体的内容	<p>【要望内容】 「農地」の地目のままで、コンクリートで地固めした植物工場を建設することを認めること</p> <p>【理由】 現在、農地をコンクリートで地固めして生産性が高く、収穫量が多い植物工場を建設すると、農地法で農地と認められず、雑種地とせざるを得ず、結果として固定資産税が高くなり、コストが上昇して競争力が低下している。メロンやイチゴなど、同じ作物を生産するにも関わらず、植物工場と畑で課される税率が異なるのは不合理である。国際先端テストにかけ、諸外国の例も参考に早期に見直す必要がある。</p> <p>(注)平成 14 年 4 月 1 日付け農林水産省経営局構造改善課長名による通知(13 経営第 6953 号)では、「農地をコンクリート等で地固めし、農地に形質変更を加えたものは、農地に該当しない」とされており、コンクリート等を打つためには、地目を雑種地に変更しなければならない。</p> <p>(注)オランダでは、農作物の栽培においてコンクリート敷を農地として認めないといった規制はない。</p>
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁：農林水産省
制度の現状	<p>農地法上、「農地」とは耕作の目的に供される土地をいい、この「耕作」とは土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することをいいます。</p> <p>そのため、農地をコンクリートで地固めし、植物工場を建設する等により、その土地に労費を加え肥培管理を行うことができなくなる場合は、農地法上の「農地」に当たらず、この場合、転用許可が必要です。</p> <p>なお、税制上の地目は、農地法上の取扱いが自動的に反映されるものではありません。</p>
該当法令等	農地法第 2 条第 1 項
対応の分類	事実誤認
対応の概要	<p>農地をコンクリートで地固めし、植物工場を建設した場合には、その土地に労費を加え肥培管理を行うことができなくなるため、農地法上の農地として取り扱うことは困難です。</p> <p>なお、税制上の地目は、課税の客体となる資産の評価を行う観点から分類されるものであり、農地法上の取扱いが自動的に課税上の地目に反映されるものではありません。</p> <p>すなわち、ある土地の税制上の地目は、それが、農地法上の農地であるか否かにかかわらず判断されることとなります。</p>

区分(案)

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 農林ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 6 月 22 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 7 月 3 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 7 月 20 日
----------------------	-----------------------------	---------------------------

提案事項	植物工場の立地に関する用途規制の緩和
具体的内容	<p>現在、植物工場は、“工場”とみなされ、都市計画法における、住居系・商業系の用途地域での立地が制限されている。しかし輸送コストや雇用などの経済的側面から、また植物が二酸化炭素を吸収し酸素を放出するといった機能的側面からも、植物工場は、消費地に近い都市部に立地してこそ、その機能が最大限に発揮される。</p> <p>そこで一定基準を満たす植物工場については、用途地域に関係なく立地できるよう、用途規制を緩和されたい。</p>
提案主体	大阪商工会議所

所管省庁：国土交通省

制度の現状	<p>建築基準法第 48 条の用途規制により、工場は、各用途地域に応じて建築可能な規模が定められています。ただし、都市計画の変更、特別用途地区や地区計画の活用又は特定行政庁が同法第 48 条の特例許可をすることにより、立地が制限される用途地域においても工場を建築することが可能です。</p>
該当法令等	建築基準法第 48 条
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	<p>建築基準法第 48 条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれ用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模等が定められています。</p> <p>ご指摘の植物工場については、用途地域ごとに住居の環境の保護や商業の利便の増進等の観点から、次の場合について原則として建築が制限されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域：全ての植物工場</li> <li>・第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域：作業場の床面積の合計が 50 m<sup>2</sup>超の植物工場</li> <li>・近隣商業地域、商業地域：作業場の床面積の合計が 150 m<sup>2</sup>超の植物工場</li> </ul> <p>ただし、以下の場合には、原則として建築が制限された植物工場であっても、建築することが可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が、土地利用の動向を勘案し、土地利用計画の実現を図るため適切な用途地域へ変更する場合</li> <li>・特別用途地区や地区計画等を活用して、条例により建築物の用途規制の緩和を定めた場合</li> <li>・特定行政庁が、市街地における環境を害するおそれがない等と認めて許可した場合</li> </ul>

区分(案)

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 医療・介護ワーキング・グループ関連

受付日：平成 28 年 11 月 30 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 4 月 28 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	遠隔医療(遠隔診療及び遠隔服薬指導)のオンライン完結の推進
具体的内容	<p>(制度提案)</p> <p>遠隔診療について、初回は対面診療ということは不要であることのあらためての明確化  電子処方箋の実施対象の拡大(現行は、地域医療連携ネットワークなどに限定)  電子処方箋でのオンラインでの送信可能化  遠隔服薬指導の解禁</p> <p>(理由)</p> <p>遠隔診療については、2015年8月の事務連絡により解釈が明確化されたものの、2016年3月18日付の厚労省の通知(東京都からの疑義照会の回答)により、遠隔診療のみにより診療を完結することは医師法違反となっており、これを受けて、初診は対面である必要があるとの受け止めや指導もあると聞いている。あらためて解釈を明確化する必要がある。</p> <p>院内処方の場合、遠隔診療実施後、そのまま医薬品の配送を行えば、オンラインでの遠隔医療全体が完結する。一方、院外処方の場合、遠隔診療後、(1)医療機関から患者に処方箋の郵送、(2)患者が処方箋を薬局に交付、(3)処方薬の交付、(4)服薬指導が必要である。オンラインでの完結のためには、(1)と(2)は、処方箋の電子化と電子処方箋オンラインでの送信が解決策になる。しかしながら、電子化実施対象が限定されており、『電子処方箋の運用ガイドライン』では、処方箋IDが記載された『電子処方箋引換証』の紙と『処方箋確認番号』を患者が薬局に持参する形になっている。また、遠隔服薬指導は、国家戦略特区での一定の条件のもとでしか認められていない。</p> <p>完全オンライン化により遠隔医療がさらに推進されれば、医療資源の効率的な活用、患者の受診機会の確保、在宅患者への対応、残薬の削減・重症化予防等による医療費削減など多大なメリットが享受できる。</p>
提案主体	新経済連盟

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>( ) について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師法(昭和23年法律第201号)第20条において、医師は、自ら診察しないで治療をしてはならないこととされています。</li> <li>・遠隔診療の一環として「診察」を遠隔で行うことに関しては、「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」(平成9年12月24日付け健政発第1075号厚生労働省健康政策局長通知)において、「直接の対面診療による場合と同等ではないにしろ、これに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことは、直ちに医師法第20条に抵触するものではない」との基本的な考え方等をお示ししています。</li> <li>・また、「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」(平成27年8月10日付け厚生労働省医政局長事務連絡)において、「患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこととされており、直接の対面診療を行った上で、遠隔診療を行わなければならないものではないこと。」をお示ししております。</li> </ul> <p>( 、 ) について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子処方せん運用ガイドラインでは、薬局と医療機関との間で、安全かつ効率的に情報をやりとりすることができることや、実証事業によりその運用が可能であることが示されていることなどを踏まえ、現時点では、電子処方せんを医療機関等から薬局に直接送信するのではなく、ASPサーバを用いた方式を採用することとしています。</li> <li>・同ガイドラインでは、電子処方せんの導入は単に電子化を進めるのではなく、医師から薬局への調剤に必要な情報の提供と、薬局から医師への調剤の結果の提供により、地域医療連携の促進につながることを求められるものであること等から、こうした地域医療連携の取組を進めている地域医療ネットワーク等において、電子処方せんを積極的に導入できるよう運用の考え方を整理しています。</li> </ul> <p>( ) について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調剤された薬剤に関する情報提供及び服薬指導は、薬剤師が対面で行わなければならない。テレビ電話装置等を活用した薬剤師による対面服薬指導の特例措置については、平成27年6月の日本再興戦略において、遠隔診療のニーズに対応するため、医療機関や薬局といった医療資源が乏しい離島、へき地について、遠隔診療が行われた場合に実証的に可能とするよう法的措置を講じる旨、閣議決定されており、平成28年5月に成立した改正国家戦略特区法において必要な規定が盛り込まれました。</li> </ul>

## 提案内容に対する所管省庁の回答

該当法令等	<p>について : 医師法 20 条  、 について : 「電子処方せんの運用ガイドライン」(平成 28 年 3 月)  について : 医薬品医療機器等法第 9 条の 3</p>
対応の分類	<p>について : 現行制度下で対応可能  、 について : 対応不可  について : 対応不可</p>
対応の概要	<p>( について )  「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」(平成 27 年 8 月 10 日付け厚生労働省医政局長事務連絡)でお示ししているとおり、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、医師の判断により、初回から遠隔診療を行う場合もあると考えており、この内容の周知に努めて参ります。</p> <p>( 、 について )  電子処方せんの運用ガイドラインでは、薬局と医療機関との間で、安全かつ効率的に情報をやりとりすることができることや、実証事業によりその運用が可能であることが示されていることなどを踏まえ、現時点では、ASP サーバを用いた方式を採用することとしており、医療機関が薬局に処方データを直接送信することは、特定の薬局に誘導する恐れがあることやセキュリティ等の安全性の確保の観点から困難です。  なお、地域医療情報連携ネットワークに参加する医療機関や薬局が増えていく中で電子処方せんが普及していくものと考えています。</p> <p>( について )  テレビ電話装置等を活用した薬剤師による対面服薬指導の特例措置は、遠隔診療のニーズに対応するため、医療機関や薬局といった医療資源が乏しい離島、へき地について、遠隔診療が行われた場合に実証的に可能にするためのものです。また、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案の衆議院及び参議院の審議において、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の実施に当たっては、あくまで離島や過疎地など、対面での服薬指導が困難な地域に限定し、これらの地域要件を外した全国展開を前提としないこととの附帯決議がなされております。以上より、本提案を実施することは困難です。</p>

区分(案)	について
-------	------

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 医療・介護ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 3 月 5 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 3 月 21 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 5 月 31 日
---------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	遠隔診療の解釈の明確化と関係各所への周知
具体的内容	<p>【テーマ】 解釈の明確化</p> <p>【具体的内容】 遠隔診療については 2015 年 8 月 10 日の厚生労働省より事務連絡において解釈が明確化されたものの、本内容について保健所等、医療機関の管轄機関にまで周知徹底が不十分であるため、遠隔診療の実施にあたって、度々保健所からの指導を受けている状況。2015 年末の段階では東京 23 区の保健所から、「遠隔診療の対象患者は本地区に該当者はいない」「初診から遠隔診療を実施することは認められていない」という内容で指導を受けた。</p> <p>このような法的解釈の不確定性は、当社の事業への影響に限らず、遠隔診療の実施者である現場の医療スタッフに混乱を招くものである。「初診から遠隔診療を実施すること」については、「患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこととされており、直接の対面診療を行った上で、遠隔診療を行わなければならないものではないこと。」とある通り実施は問題ないことが読み取れるが、本疑義の回答内容を保健所等関係機関へ周知を実施いただきたい。</p> <p>( 2015 年 8 月 10 日事務連絡 <a href="http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-lseikyoku/000094452.pdf">http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-lseikyoku/000094452.pdf</a> )</p>
提案主体	ポート株式会社

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 20 条において、医師は、自ら診察しないで治療をしてはならないこととされています。</p> <p>遠隔診療の一環として「診察」を遠隔で行うことに関しては、「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（平成 9 年 12 月 24 日付け健政発第 1075 号厚生労働省健康政策局長通知）において、「直接の対面診療による場合と同等ではないにしろ、これに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことは、直ちに医師法第 20 条に抵触するものではない」との基本的な考え方等をお示ししています。</p> <p>また、「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（平成 27 年 8 月 10 日付け厚生労働省医政局長事務連絡）において、「患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこととされており、直接の対面診療を行った上で、遠隔診療を行わなければならないものではないこと。」をお示ししております。</p>
該当法令等	医師法 20 条
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	<p>「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（平成 27 年 8 月 10 日厚生労働省医政局長事務連絡）において、「患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこととされており、直接の対面診療を行った上で、遠隔診療を行わなければならないものではないこと。」と示しており、当該事務連絡の内容については、本年 3 月 9 日に開催された全国医政関係主管課長会議において、改めて各都道府県に対して周知しております。</p>

区分(案)

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 医療・介護ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 3 月 5 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 3 月 21 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 5 月 31 日
---------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	対面診療、遠隔診療の適切な組み合わせを医師・患者の裁量に
具体的内容	<p>【テーマ】 規制改革の要望</p> <p>【具体的内容】 東京都から厚生労働省への疑義照会における 2016 年 3 月 18 日の回答に、「対面診療を行わず遠隔診療だけで診療を完結させるものである場合は、当該診療は「直接の対面診療を補完するものとして」行われておらず、「直接の対面診療と適切に組み合わせられ」た診療が行われていない」とされ医師法 20 条違反であることが明確化されているものの、2015 年 8 月 10 日の事務連絡には、「直接の対面診療と適切に組み合わせで行われるときは、遠隔診療によっても差し支えない」とされている。「適切な組み合わせ」の定義付けは曖昧であり、現場では様々なパターンが想定可能である。対象疾患の重症度や、処方薬の種類によりどこまで遠隔診療の対象とするかは医師の裁量に委ね、医師・患者双方の合意を前提とすれば遠隔診療で診療が完結することを問題視する必要はないのではないか。</p> <p>また、侵襲性は低いが、一回の診療で終了する様な治療(花粉症の様に 1 年 1 回で毎回ほぼ初診として扱われる場合や、郵送検診等によって診断結果が判断つく様な症状(性感染症、ピロリ菌等)について実施不可となってしまうことは、遠隔診療、セルフメディケーション、医療 ICT の推進において大きな障害になってしまう。</p> <p>より医師の裁量権を拡大し、病態ごと、対象患者ごとに適切な遠隔診療と対面診療の組み合わせを模索できるよう、規制改革を要望したい。</p> <p>(2016 年 3 月 18 日回答 <a href="http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1381477562143/simple/tuuti031806.pdf">http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1381477562143/simple/tuuti031806.pdf</a>)</p>
提案主体	ポート株式会社

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 20 条において、医師は、自ら診察しないで治療をしてはならないこととされています。</p> <p>遠隔診療の一環として「診察」を遠隔で行うことに関しては、「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（平成 9 年 12 月 24 日付け健政発第 1075 号厚生労働省健康政策局長通知）において、「直接の対面診療による場合と同等ではないにしろ、これに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことは、直ちに医師法第 20 条に抵触するものではない」との基本的な考え方等をお示ししています。</p> <p>また、「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（平成 27 年 8 月 10 日付け厚生労働省医政局長事務連絡）において、「患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせで行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこととされており、直接の対面診療を行った上で、遠隔診療を行わなければならないものではないこと。」をお示ししております。</p>
該当法令等	医師法 20 条
対応の分類	対応
対応の概要	3 月 13 日に開催された第 10 回投資等ワーキング・グループでの議論や 5 月 23 日に取りまとめられた規制改革推進に関する第 1 次答申を踏まえて、対応してまいります。

区分(案)

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 医療・介護ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 3 月 5 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 3 月 21 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 5 月 31 日
---------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	遠隔診療におけるツールの限定性
具体的内容	<p>【テーマ】 解釈の明確化</p> <p>【具体的内容】 東京都から厚生労働省への疑義照会における 2016 年 3 月 18 日の回答に、「電子メール、ソーシャルネットワークワーキングサービス等の文字及び写真のみによって得られる情報により診察を行うものである場合は、同通知中「1 基本的考え方」における「直接対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報」が得られない。」とされている一方、2015 年 8 月 10 日の事務連絡には、「「診察」とは、問診、視診、触診、聴診その他手段の如何を問わないが、現代医学から見て、疾病に対して一応の診断を下し得る程度のものをいう、したがって、直接の対面診療による場合と同等ではないにしてもこれに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことは直ちに医師法第 20 条等に抵触するものではない。」とされている。</p> <p>こちらはまず、遠隔診療においてコミュニケーションツールを限定することを目的に置いているのか、という点ともしそうだとした場合に、疾患や処方薬の内容次第では、テレビ電話の使用を必須とするような形で診断ツールの限定をする必要はないのではないかという規制改革を要望したい。遠隔診療の利用に対して特に需要が高い層として忙しいビジネスパーソンや子育て・介護中の方などが挙げられるが、彼らは医療機関の営業時間内での時間調整が難しい場合も多い。</p> <p>それに対して、対象疾患や処方薬のレベルをある程度限定した上でチャット等テキストのやり取りと画像送信を組合せたコミュニケーションをとることや音声やテレビ画像を録音して送信し合うことは、本人認証が十分な精度で行われることなどの課題に対処すれば、通院継続が難しい患者への医療インフラ向上にもつながるのではないかと考える。</p> <p>通院継続がしにくいことが遠隔診療を都市での推進していく一つの要因であったからこそ、このような実際のコミュニケーションにおける制限を規制改革することを要望したい。</p> <p>(2016 年 3 月 18 日回答 <a href="http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1381477562143/simple/tuuti031806.pdf">http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1381477562143/simple/tuuti031806.pdf</a>)</p>
提案主体	ポート株式会社

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 20 条において、医師は、自ら診察しないで治療をしてはならないこととされています。</p> <p>遠隔診療の一環として「診察」を遠隔で行うことに関しては、「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（平成 9 年 12 月 24 日付け健政発第 1075 号厚生労働省健康政策局長通知）において、「直接の対面診療による場合と同等ではないにしろ、これに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことは、直ちに医師法第 20 条に抵触するものではない」との基本的な考え方等をお示ししています。</p> <p>また、「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（平成 27 年 8 月 10 日付け厚生労働省医政局長事務連絡）において、「患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこととされており、直接の対面診療を行った上で、遠隔診療を行わなければならないものではないこと。」をお示ししております。</p>
該当法令等	医師法 20 条
対応の分類	対応
対応の概要	3 月 13 日に開催された第 10 回投資等ワーキング・グループでの議論や 5 月 23 日に取りまとめられた規制改革推進に関する第 1 次答申を踏まえて、対応してまいります。

区分（案）	
-------	--

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 医療・介護ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 3 月 5 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 3 月 21 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 5 月 31 日
---------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	地域医療における遠隔診療を普及させるための診療報酬改定
具体的内容	<p>【テーマ】 診療報酬制度の改定</p> <p>【具体的内容】 地域医療において遠隔診療を推進する場合に大きな課題となるのは患者側の IT 機器利用のリテラシーである。弊社は宮崎県日南市、西米良村においては遠隔診療を受けることができるスポットとして公民館等を活用して月に 1 回程開催しており、そこには訪問看護師を機器操作担当として派遣し、医師は医療機関にいたまま遠隔診療を実施するという形態をとっている。</p> <p>これによって医療資源の少ない地域医療において、本来は往診をしなければいけない、あるいは多少の無理を押し通院していた患者を遠隔で診療することができる様になり、医療提供の効率性の向上とともに、地域全体の健康維持、生産性の向上にも繋がっていると実感している。</p> <p>具体的には日南市では、医療機関から患者が診療を受けるスポットまで往復 100 分以上かかっていた時間を削減し、仮に 1 日 10 分とした時に 10 人程、より多くの地域住民の診療をすることが可能になる。</p> <p>さらに、在宅診療において、地域医療では特に人口分散の影響により、移動に費やす時間的コストは膨大であり、1 日あたりの診療数には限界がある。結果として、現状の診療報酬体系でもなお、医療機関経営者視点からすると割に合わず、在宅診療のニーズは地域のクリニックではなく、公的病院が提供している地域も多い。周辺の診療所の有無や人口の分散程度に応じた地域に合わせた診療報酬体系を整備することで、これらの地域医療における遠隔診療の普及の一つの壁となっている医療機関側インセンティブの不足を解消していく必要がある。</p> <p>具体的には、遠隔診療に関する事務サポートの評価(看護師の場合はその他医療スタッフの場合等)や、地域事情を踏まえた訪問診療報酬の段階分け(在宅診療患者を遠隔で診療した際の診療報酬費用等)を新たに検討することを要望する。</p>
提案主体	ポート株式会社

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	遠隔診療の診療報酬上の評価については、患者の病状の変化に応じ、療養について医師の指示を受ける必要がある場合であって、当該患者又はその看護に当たっている者からの医学的な意見の求めに対し、電話、テレビ画像等を用いて、適切な指示をした場合に限り、再診料を算定可能としている他、対面診療の間隔を延長しても、同様の安全性が担保されるというエビデンスをもとに、心臓ペースメーカーの遠隔モニタリングについて、診療報酬上評価を行っています。
該当法令等	「診療報酬の算定方法」(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 3 号)
対応の分類	検討に着手
対応の概要	より質が高く適切な医療の提供に資する遠隔診療の診療報酬上の評価の在り方について、エビデンスを収集した上で、平成 30 年度診療報酬改定に向けて、関係審議会において対応を検討する予定です。

区分(案)

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 医療・介護ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 3 月 5 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 3 月 21 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 5 月 31 日
---------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	新規患者の拾い上げのための初診遠隔診療の診療報酬改定
具体的内容	<p>【テーマ】 診療報酬制度の改定</p> <p>【具体的内容】 地域医療においては患者の日常生活に寄り添い、潜在的な受診需要をきちんと拾い上げることが、地域全体の健康レベルを引き上げることにつながると考える。現在宮崎県西米良村においては地域イベント(体操等)に連動して、イベント終了後に遠隔診療の場を設けている。このような形で初診からの遠隔診療を行うことで早期症状における拾い上げができる様になるとともに、小さな体調変化に伴い遠方の医療機関に通う移動距離、コストの削減という観点からも意義は大きい。</p> <p>現在遠隔診療は初診から実施をした時に保険診療報酬は算定されないため、このような事業については現在すべて、自治体側の負担によって成り立っているのが現状である。</p> <p>今後は地域事情を勘案した上でこのような場合の初診料を算定し、住民の健康維持を遠隔診療と組み合わせることで推進することができる様な改定を検討することを要望する。</p>
提案主体	ポート株式会社

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	診療報酬上、電話等を用いて初診を遠隔診療で行った場合、診療報酬を算定できないこととしています。
該当法令等	「診療報酬の算定方法」(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 3 号)
対応の分類	検討に着手
対応の概要	より質が高く適切な医療の提供に資する遠隔診療の診療報酬上の評価の在り方について、エビデンスを収集した上で、平成 30 年度診療報酬改定に向けて、関係審議会において対応を検討する予定です。

区分(案)	
-------	--

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 保育・雇用ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 4 月 12 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 4 月 25 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 5 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	特に地方で深刻となっている人材不足を解消するため、中小企業に限りインターンシップを通じた人材採用を認めること
具体的内容	<p>【要望内容】 中小企業に限り、インターンシップを通じた人材採用を認めること</p> <p>【理由】 中小企業は、人材採用において、大企業と比べ不利な環境にあることから、深刻な人材不足に陥っている。また、新卒採用後 3 年間の離職率は中小企業で 4 割、小規模事業者で 5 割を超えるなど、人材のミスマッチも起こっている。インターンシップは自社に合った人材を発掘する有効な手段と考えられるが、「人的負担が大きい」、「メリットがない」、「採用に直結しない」といった理由から、中小企業では大企業と比べその取り組みが低調である。</p> <p>加えて、現在、政府において、東京圏在住の地方出身学生等の地方還流や地方在住学生の地方定着を目指す「地方創生インターンシップ事業」が推進されているところである。</p> <p>このため、文部科学省・厚生労働省・経済産業省が示す「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」において示されている、「企業がインターンシップ等で取得した学生情報は広報活動・採用選考活動に使用できない」について、中小企業に限っては対象外とするべきである。</p>
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁：文部科学省、厚生労働省、経済産業省
制度の現状	学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境づくり等を進めるため、就職・採用活動の日程（広報活動・採用選考活動開始時期等）が設定されていることを踏まえ、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」において、広報活動・採用選考活動の開始後に行われるインターンシップであり、あらかじめ広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことが示された場合でなければ、企業がインターンシップ等で取得した学生情報は当該活動に使用できないとされています。
該当法令等	「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（平成 9 年 9 月文部科学省・厚生労働省・経済産業省作成、平成 27 年 12 月一部改正）
対応の分類	その他
対応の概要	文部科学省に「インターンシップの推進等に関する調査研究協力者会議」を設置し、インターンシップの実施に係る中小企業の負担軽減策や、インターンシップと就職・採用活動との関係も含め、インターンシップの在り方や推進方策について検討を行っているところであり、現在、議論の取りまとめに向けて調整を行っているところです。

区分（案）

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 投資等ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 5 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	F C V / C N G車に関する国交省と経産省にまたがる事務手続きの合理化
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>F C V（特にUNR関係）の申請窓口を一本化していただきたい。</p> <p>さらに、車載容器については車輛部品の一つの位置づけとして取り扱えるよう検討していただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>F C V / C N G車など高压容器を車載した車両においては、車両と容器の申請、管轄が国交省と経産省に分かれているために、以下のような課題がある。今後F C Vを大量導入していくにあたり、自動車に関する申請の窓口の一本化など、事務手続きの合理化を求めるとともに、将来的には、容器は経産省、車両は国交省管轄となっている管轄の一本化について、検討していただきたい。</p> <p>自動車に関する申請の窓口の一本化など、事務手続きの合理化（両法）</p> <p>申請の窓口の一本化としては、平成 2 5 年度の規制改革実施計画（平成 2 5 年 6 月 1 4 日閣議決定）の、No. 6 2（燃料電池自動車盗難時の届出手続の簡素化）のような例もあるが、UNR 1 3 4では高压容器部分は経産省に、車両システムは国交省にそれぞれ申請する必要があるなど、認可当局が複数にまたがる不便性がある。また従来の国内法でも容器から水素が漏洩した場合、高压ガス保安法での事故の取扱いと道路運送車両法の燃料漏れでそれぞれ届出が別々に必要である。そのため自動車についての事務手続きの合理化の観点から（特にUNR関係については）申請窓口の一本化をお願いしたい。</p> <p>現在、容器は経産省、車両は国交省管轄となっている管轄の一本化について、検討していただきたい。</p> <p>今後I W V T Aにより車両全体の一括認証の仕組みを進める場合、F C / C N G車については国交省と経産省の両省庁にまたがって調整を進める必要があり、場合によってはそれぞれ独立した委員会を設けて審議を進める必要があり、国際的な相互承認の進め方に他国に後れを生じる可能性がある。そのため車載容器については車輛部品の一つの位置づけとして取り扱えるよう検討していただきたい。</p> <p>また、車両と容器の法定点検（車検や容器再検査等）も両省にまたがり、有効期限が同期しないケースもある。</p>
提案主体	F C C J（燃料電池実用化推進協議会）

	所管省庁：経済産業省、国土交通省
制度の現状	<p>F C Vについて、自動車の認証等については、自動車の安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図る観点から道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づき国土交通省が、高压ガス容器の認証等については、高压ガスによる災害を防止する観点から高压ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）に基づき経済産業省が、それぞれ所管しており、各法律の目的に則した事務手続等を行っているところです。</p> <p>また、F C Vの高压ガス容器等に関する技術基準については、道路運送車両法体系においては高压ガス保安法体系の基準を引用することにより二重の規制とならないようにしているほか、平成 23 年 6 月に発効されたF C Vの高压ガス容器等に関する車両等の型式認定相互承認協定に基づく国連規則（UNR 134）やI W V T Aの実施に必要な手続きに関する規則についても、当該基準の制改定に係る作業部会の議長を日本が務める等我が国が議論を主導し我が国の制度や道路環境事情等に即した基準の導入を可能とするために国土交通省と経済産業省が密接に連携して対応しています。</p> <p>なお、世界技術規則に適合する高压ガス容器の容器再検査は、道路運送車両法第 62 条に定める継続検査を配慮して、初回は 4 年 1 月、経過年数 4 年 1 月を超えるものについては 2 年 3 月と規定しており、この期間内であれば、前倒しで受けることを可能とし、同時期に両検査を実施することが可能となるようにしています。</p>
該当法令等	高压ガス保安法、容器則
対応の分類	その他
対応の概要	<p>F C Vの高压ガス容器に係る窓口の一本化については、F C Vに関する事務手続のあり方について、事業者の負担等の観点から検討を開始します。</p> <p>F C Vの高压ガス容器に係る管轄の一本化については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在においても、F C Vに係る国際的な相互承認の進め方に関し我が国が主導的な役割を担うべく国土交通省と経済産業省は密接に連携して対応していること</li> <li>・車両と高压ガス容器の法定点検を同時期に行うことが可能な制度設計としていること</li> <li>・高压ガス容器は道路運送車両法体系上の一装置として位置づけられており、その技術基準については、道路運送車両法体系において高压ガス保安法体系の基準を引用し、二重の規制となることを回避していること</li> </ul> <p>から、不要と考えます。</p>

区分（案）

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 本会議関連

受付日：平成 28 年 11 月 29 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 1 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 5 月 31 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	自動車税納付書式の統一化等について
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県の自動車税納付書式の統一化を図るとともに、大量の自動車を所有する納税者に対し、データ提供（車体番号、使用者等）すること。</li> </ul> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車登録時の自動車取得税・自動車税申告書の様式は統一化が進んだが、定期賦課に関する各都道府県の納付書の書式が統一されていない。 納付方法も多岐にわたってきたが、書式の統一化及びデータ提供により、大量の自動車を所有するリース会社として、効率的な事務処理（所有自動車と自動車税納税の突合等）を行うことができ、納税期限の順守、事務負担を軽減することができる。</li> <li>また、使用者を的確に管理できる観点からもデータ提供が望まれる。</li> </ul>
提案主体	(公社)リース事業協会
所管省庁：総務省、国土交通省	
制度の現状	<p>【総務省】</p> <p>自動車税の納税通知書（納付書）は、記載すべき事項（賦課の根拠となった法律及び当該地方公共団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、税額等）については、地方税法に規定されているところです。一方、様式については、法令上定められておらず、各都道府県において独自に作成していますが、記載内容及び体裁は概ね同様となっています。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>所有者本人が請求する場合は、「自動車登録番号」又は「車台番号」のいずれか一つで、登録情報の電子的提供を請求できることとしています。</p>
該当法令等	地方税法第 1 条第 1 項第 6 号、道路運送車両法第 22 条
対応の分類	前段：その他 後段：現行制度下で対応可能
対応の概要	<p>【総務省】</p> <p>様式の統一については、法令上の制約はありませんが、全都道府県において統一するためには全国的にシステム改修等が必要となり多大な行政コストが発生するため、費用対効果の観点からも検討する必要があると考えます。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>従来より、自動車の所有者である自動車リース会社が車両管理を目的とした請求を行う場合には、自動車登録番号又は車台番号のいずれか一つで登録情報の電子的提供を請求できることとしています。</p>

区分(案)	
-------	--

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 本会議関連

受付日：平成 29 年 4 月 12 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 4 月 25 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 5 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	古民家等を活用した宿泊施設について、最低客室数や玄関帳場に関する規制緩和を早期に講じること
具体的内容	<p>【要望内容】</p> <p>古民家等を活用した宿泊施設について、規制改革推進会議の意見に基づき、以下を講じること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低客室数（旅館 5 室以上、ホテル 10 室以上）の撤廃</li> <li>・玄関帳場の設置義務の緩和</li> </ul> <p>【理由】</p> <p>国家戦略特区に基づく指定区域では、旅館業法上で定められた帳場（フロント）の設置義務が緩和され、古民家や武家屋敷等の歴史的建造物を宿泊施設として活用することができるようになっている。しかし、最低客室数は未だ緩和されていない。</p> <p>新たな日本文化の発信や、増加するインバウンドへの対応を図るため、古民家等について、規制改革推進会議の意見に基づき、最低客室数や玄関帳場の設置義務の規制を緩和するべきである。</p>
提案主体	日本商工会議所

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	<p>旅館業を営もうとする者は、旅館業法第 3 条に基づき都道府県知事等の許可を受けなければならないとされており、当該申請に係る施設の構造設備基準として、旅館業法施行令第 1 条においてホテル営業については客室の数を 10 室以上、旅館営業については客室の数を 5 室以上とする基準が定められています。</p> <p>また、同条に基づき、旅館営業及びホテル営業を営む場合は、宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有することとされています。</p>
該当法令等	旅館業法第 3 条、旅館業法施行令第 1 条
対応の分類	検討に着手
対応の概要	<p>旅館業法に係る構造設備の基準については、平成 28 年 12 月 6 日に開催された規制改革推進会議において、同基準の全般について撤廃することができないかゼロベースで見直すべきとの意見が決定されており、当該意見を受け、平成 29 年 2 月 23 日に開催された同会議において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・客室数についてはホテル・旅館営業の一本化に合わせて撤廃</li> <li>・玄関帳場については受付台の長さ 1.8m 以上等の数値規制は撤廃し、ICT 活用等により対面でのコミュニケーションに代替する方策の活用等による適用除外を認める方向で検討することとしました。</li> </ul> <p>今後は、第 193 回通常国会に提出した旅館業法の一部を改正する法律案の施行と併せて措置する予定です。</p>

区分(案)

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 本会議関連

受付日：平成 29 年 4 月 12 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 4 月 25 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 5 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	民泊サービスを提供する仲介事業者に関する法制度を整備すること
具体的内容	<p>【要望内容】 民泊サービスを提供する仲介事業者に関する法制度の整備</p> <p>【理由】 民泊サービスは、宿泊サービスに多様な選択肢を与え、新たな宿泊需要を喚起し得るものであるが、現状、インターネットを通じて民泊サービスを提供する仲介事業者に対する責任が必ずしも明確になっておらず、衛生、治安、周辺住民とのトラブルといったさまざまな課題も存在している。そのため、ルールに則って適正にサービスを提供しているかどうかの確認を求めるといった、仲介事業者に対する一定の規制が必要である。</p> <p>また、その際、海外事業者に対する規制の実効性を担保することや、海外事業者が適用外となっている旅行業法との関係を整理する必要がある。</p>
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	現在、宿泊サービスを仲介する場合は、旅行業の登録が必要です。
該当法令等	旅行業法
対応の分類	対応
対応の概要	多様化する宿泊ニーズに対応し、民泊サービスの健全な普及を図るため、民泊サービス仲介業者に係る登録制度の創設等を内容とする住宅宿泊事業法案を第 193 回国会に提出しました。

区分(案)	
-------	--

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 本会議関連

受付日：平成 28 年 12 月 14 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 1 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 6 月 30 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	一定規模の乗合バス事業者採用の運転士に限定した大型第二種免許の取得要件の緩和
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>事業用バス（旅客自動車運送事業）を運転するためには、大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という）が必要である。その試験受験資格は、「21歳以上」「普通免許等の通算保有期間が3年以上」である。これを、一定規模の車両台数を保有する乗合バス事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者）が採用した運転士で、1年間の所定研修を受けた者に対しては、受験資格を「19歳以上」「普通免許等の通算保有期間を1年以上」に緩和する。ただし、取得後二年間は、一般乗合バス（高速バスを除く乗合バス）の運転のみ可能とする限定免許とする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>人口構造の変化を主因としてバス業界では運転士の不足が経営上の最大の課題となっている。生産年齢人口が更に減少する環境下において運転士を安定的に確保するためには、事業者の募集・採用努力だけでは限界がある。特に、若年層の確保という点で、高校新卒者（18歳）は上記の大型第二種免許の受験資格を満たさないため、入社後最低3年間は運転士以外の職種に従事せざるを得ず、職業選択の妨げとなっている。他の業界・業種との人材獲得競争においても不利といえるため、本件を提案するものである。</p> <p>尚、受験資格の緩和によって交通事故の増加を懸念する意見が出されることが予想されるが、一定規模以上の事業者は、法定の安全管理・労務管理を徹底し、運転士の研修・育成体制も整っている。かつ、免許取得後の一定期間を、重大な事故発生の可能性が低いローカルの路線バスに限定することで対処する。</p>
提案主体	株式会社みちのりホールディングス

	所管省庁：警察庁、国土交通省
制度の現状	<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）では、バス、タクシー等の旅客自動車運送事業において、旅客を運送する目的で自動車を運転する場合には、第二種免許を要することとされており、また、その受験資格は21歳以上の者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年（旅客自動車の運転に関する教習を行う施設で公安委員会が指定したものにおける教習を修了した者等の政令で定めるものにあつては、2年）以上のものとされています。</p>
該当法令等	<p>道路交通法第86条、第88条及び第96条</p> <p>道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第34条</p>
対応の分類	検討に着手
対応の概要	<p>第二種免許の受験資格については、本年6月9日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「第二種運転免許受験資格の年齢要件の根拠の更なる適正分析が必要である、少子化等を背景に運転手不足が深刻化する中、年齢要件に一切の特例措置がないため若年層が旅客自動車運送事業の運転手への志望をしづらい状況にあるとの指摘に加え、自動車技術の進展、安全性確保の観点等を踏まえ、21歳以上を受験資格の要件とする根拠についてより適正な手法に配慮しつつ分析し、結果を明示するとともに、その結果に基づき、旅客自動車運送事業の安全確保を所掌する事業所管官庁、事業者等の旅客自動車運送事業の実態や交通安全に関する知見を有する関係者が幅広く参画する検討の場を設置し、21歳以上という第二種運転免許受験資格の年齢要件の適否や、現行制度が年齢要件で担保しようとしている運転手としての資質等について、事業者による安全担保措置を含め、研修や他の方法で補完することの適否等第二種運転免許制度の今後の在り方を総合的に検討する。」（平成29年検討開始、結論を得次第速やかに措置）とされたところです。</p> <p>警察庁としては、この内容に従って対応してまいります。</p>

区分（案）

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 医療・介護ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 3 月 2 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 3 月 21 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 5 月 31 日
---------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	ホテルにおける常備薬の提供
具体的内容	<p>近年、ホテルにおいて薬事法 24 条に抵触するとの指摘があったとして提供を断る旨の掲示をし、実際に提供しないホテル・旅館が多くなっている。</p> <p>旅行中に急に体調が悪くなった場合、薬局等がどこにあるかもわからなかったり、薬局まで出向くこともできない場合が多く、ホテルから風邪薬などをもらうことができることは大きな助けとなるものである。</p> <p>ホテルにおいて常備薬を宿泊客に提供することが薬事法 24 条に規定する業に該当するかどうかは議論の余地があると思うが、薬の提供は主たる業として行われるものでないことは明白であり、国民の利便性及び福利を考えれば、少なくとも第 2, 3 種医薬品についてはこれを規制するべきではないのではないか。</p>
提案主体	個人

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	<p>医薬品は、身体生命に直接作用を及ぼすものであり、また、使用方法を誤った場合には、生命を損なうおそれがあるため、薬剤師等の配置や構造設備の基準を満たした薬局や店舗販売業の店舗等で取扱う必要があります。</p> <p>このため、医薬品販売業には許可が必要となっています。</p>
該当法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 24 条
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>医薬品の販売における安全性を確保するためには、薬剤師等の配置や構造設備の基準を満たした薬局や店舗販売業の店舗等で取扱う必要があります、ご提案の内容を認めることは困難です。</p>

区分(案)

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 医療・介護ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 4 月 12 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 4 月 25 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 5 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	患者数が少なく臨床試験が困難な希少疾病向けの医薬品・医療機器開発の承認期間を短縮化すること
具体的内容	<p>【要望内容】 希少疾病向けの医療機器等開発の承認期間の短縮化</p> <p>【理由】 希少疾患向けの医薬品や医療機器の開発は、承認までのコストや期間の予測がつかず、企業の研究開発が滞る原因となっている。そのため、国際先端テストにかけ、諸外国並みの医薬品・医療機器の開発ガイドラインを整備し、承認までの期間を短縮化することが求められる。</p> <p>(注) 新薬の開発プロセスには、基礎研究 2-3 年、非臨床試験(動物実験など) 3-5 年、臨床試験(治験) 3-7 年、承認申請と審査 1-2 年の計 9-17 年の年月が必要(出典：テキストブック製薬産業 2012)</p> <p>(注) 希少疾病とは、薬事法 77 の 2 および薬事法施行規則 251 条において、「対象患者数が本邦において 5 万人未満であること」と定められている。希少疾病の例：甲状腺がん、成人 T 細胞白血病・リンパ腫、特発性拡張型心筋症</p>
提案主体	日本商工会議所

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	<p>医療上の必要性が高いにもかかわらず、患者数が少ない希少疾病向けの医療機器等に対する開発支援措置として、平成 5 年に希少疾病用医療機器等指定制度を創設しました。</p> <p>希少疾病用医療機器等に指定されたものは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)が製品開発の相談・助言や承認審査を優先的に行い(例えば、医療機器では、通常の審査目標期間である 14 ヶ月を優先審査では 10 ヶ月を目標にしている。)迅速な実用化を支援しています。</p> <p>その他の実用化支援措置として、希少疾病用医薬品への指定前の支援として製造販売承認取得を目指すベンチャー企業等に対する開発費用の補助を、希少性疾病用医療機器等への指定後の支援として企業に対する助成金の交付、税制措置等を行っています。</p>
該当法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(77 条の 2)
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	<p>希少疾病用医療機器等の実用化にあたっては、臨床試験における組み入れ可能な症例数等の国内における疾患や開発の状況、海外で実施された臨床試験の状況等を考慮しつつ、個別のケースに応じて治験相談や承認審査を行っています。</p> <p>希少疾病用医療機器等は一般に新規性が高く、開発過程の一般化・ガイドライン化にはなじみにくい場合が多いため、実用化を促進するという観点では、上述のように PMDA が個別具体的に丁寧に相談に応じることが重要であると考えています。</p>

区分(案)

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 医療・介護ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 4 月 12 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 4 月 25 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 6 月 15 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	既に最低限の日本語力を有する外国人に対しては、介護福祉士試験、看護師試験の問題を英語とすること
具体的内容	<p>【要望内容】</p> <p>既に最低限の日本語力を有する外国人に対しては、介護福祉士試験、看護師試験の問題を英語とすること</p> <p>【理由】</p> <p>介護や看護分野は離職も多く、深刻な人手不足状態にある。このため、既に最低限の日本語力を有する外国人は、介護福祉士試験や看護師試験の問題を英語とし、介護福祉士・看護師の増加を図るべきである。</p>
提案主体	日本商工会議所

所管省庁：厚生労働省	
制度の現状	<p>【介護福祉士試験】</p> <p>介護福祉士試験は外国人の受験者も含めて日本語のみで実施しています。</p> <p>なお、難しい漢字へのふりがな付記や疾病名への英語表記、設問文の指示形式を肯定表現に統一するなどのわかりやすい日本語への改善を行っているほか、従来、EPA介護福祉士候補者のみを対象として実施していた全ての漢字にふりがなが付記された問題用紙の配布について、平成 27 年度から、外国の国籍を有する者又は日本に帰化した者で希望する者に対しても実施しています。</p> <p>【看護師試験】</p> <p>看護師の現場ではコミュニケーションは日本語で行われ、日本語で業務を行うことが不可欠です。患者・家族及び医療関係者とのコミュニケーションを適切に行うことや薬剤の確実な照合等が、安全で適切な医療を行う上で不可欠であり、日本語での業務がままならない場合には、国民の生命や安全を損なうおそれがあります。</p> <p>そのため、看護師国家試験においては日本語による試験とし、平成 23 年より疾患名への英語併記や難解な用語の平易な用語への置き換え等を行っている他、平成 25 年よりEPA看護師候補者への特例的対応として全ての漢字へのふりがな付記等を行っています。</p>
該当法令等	<p>【介護福祉士試験】社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 1 項および第 3 項</p> <p>【看護師試験】保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 17 条及び第 18 条</p>
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>【介護福祉士試験】</p> <p>介護福祉士試験を英語や母国語で行うことについては、介護現場では、利用者・スタッフとの日本語によるコミュニケーションが必要であり、介護記録の作成や医療職等との連携による安全な介護の提供の観点から、介護専門用語等についての日本語による理解力が不可欠であることから、国家試験を日本語以外で実施することは困難です。</p> <p>【看護師試験】</p> <p>看護師国家試験においては、患者・家族及び医療関係者とのコミュニケーションが日本語で行われることなどから、医療の安全を確保し、医療の質を維持していくためには、日本語により医学・看護の専門用語等についての正確な理解がなされているかを確認することが必要であり、試験問題を日本語以外で作成することは困難です。</p>

区分(案)	
-------	--

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 投資等ワーキング・グループ関連

受付日：平成 28 年 11 月 2 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 1 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 5 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	縁石の車道等に対する高さの引き下げが適用される条件の緩和
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>都市計画法における開発許可申請時の開発協議において、店舗側で歩行者の通行における安全性を確保する措置を講じることなどを条件に、縁石の車道等に対する高さの引き下げが認められる対象を拡大すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>都市計画法における開発許可申請時の開発協議（店舗配置時の協議）において、歩道に設ける縁石（車道と歩道の境界を示すものとして歩道の接線に設置）内縁石（歩道と店舗敷地の境界を示すものとして店舗敷地内に設置）ガードパイプについて指導が入ります。</p> <p>「歩道の一般的構造に関する基準」において、「歩行者の安全な通行を確保するため 15 センチメートル以上とし、交通安全対策上必要な場合や、橋又はトンネルの区間において当該構造物を保全するために必要な場合には 25 センチメートルまで高くすることができる。なお、植樹帯、並木又はさくが連続しているなど、歩行者の安全な通行が確保されている場合であって、雨水等の適切な排水が確保できる場合には、必要に応じて 5 センチメートルまで低くすることができる」ことになっている。</p> <p>内縁石の高さについては、15 cm～20 cmの高さの指導が大半な状況であり、エリアにより内縁石の高さを 5 cmに了解いただける県、各自治体もありますが、道路管理者から指導を受けることもあります。</p> <p>こうした中、高齢者や子供が縁石や敷地を囲う内縁石に躓いて転倒する事故が後を立たず、身体障害者や高齢者にとって移動上の障害物になっている面もある。今後ますます増加する高齢者をはじめ、歩行者の通行における安全確保を図るうえで、上述の弊害をなくすべく、縁石の設置基準の緩和を検討する必要もあると思われる。</p> <p>例えば、すでいくつかの道路管理者（自治体等）の判断で運用されているように、歩行者の通行における安全面も考慮し、乗入れ口から 5 メートル外した場所へのガードパイプの設置を、縁石や内縁石の高さを 5 センチメートルまで低くすることが認められる条件として明示することも一案である。</p>
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>都市計画法第 3 2 条第 1 項により、開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければなりません。</p> <p>歩道と車道を分離するための縁石は、車両との明確な分離、車両の車道外への逸脱防止、降雨時に車道の雨水が沿道民地へ流入することの防止を図る必要性など、安全性・管理上の観点から、設ける縁石の車道等に対する高さを 15 cm 以上とし、当該歩道等の構造及び交通状況、沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとしています。</p>
該当法令等	都市計画法第 3 2 条 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令第 7 条の 2
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	<p>【都市計画法における開発許可申請時の開発協議における、内縁石についての提案者の提案内容への回答】</p> <p>開発行為の円滑な施行、公共施設の管理の適正性を確保するため、都市計画法第 3 2 条第 1 項により、開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある既設の公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければなりません旨規定されています。</p> <p>【歩道上の縁石についての提案者の提案内容への回答】</p> <p>縁石の歩道等に対する高さについては、都道府県道・市町村道の各道路管理者が「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を参酌し、地域状況に応じて柔軟に条例で定めることとしております。</p>

区分(案)

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 投資等ワーキング・グループ関連

受付日：平成 28 年 11 月 4 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 11 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 5 月 31 日
----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の配慮書手続きの簡素化（配慮書の送付のみによる手続期間短縮）
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて、環境影響評価手続のうち、配慮書手続を簡素化し、配慮書を主務大臣に送付することをもって手続完了として、手続期間を短縮すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>環境影響評価法は、環境負荷を低減（温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量を削減等）させるような火力発電へのリプレースについても、一律同様の環境影響評価手続を行うことを求めている。そのため、環境負荷を低減させるような火力発電へのリプレースを迅速に進めることができない。</p> <p>環境影響評価手続の一つである配慮書手続は、事業計画の検討の早期段階において、より柔軟な計画変更を可能とし、環境影響の一層の回避・低減を図ることを目的とするものであるが、環境負荷を低減させるような火力発電のリプレースの場合、他の地点等の複数案を検討することは現実的でないことから、通常の配慮書手続を行う意義は乏しい。</p> <p>本来であれば、配慮書手続自体を省略するよう見直しを図って頂きたいところであるが、その場合は法改正を伴い、時間を要することから、まずは運用面からの簡素化から進めていただきたい。</p> <p>具体的には、配慮書については経済産業大臣に送付することで手続きは完了とし、速やかに方法書の届出ができるよう、制度の運用を見直すべきであると考えます。</p> <p>これは、「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」（2012年11月27日）に記載されたとおり、「平成25年4月より施行・導入される配慮書手続についても、他の手続同様、可能な範囲で手続の迅速化を図る」ための具体的方策となる。</p> <p>環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースを迅速に行うことが可能になれば、その分、温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量等の削減を早期に開始できるとともに、電力供給力を迅速に強化することが可能となる。</p>
提案主体	（一社）日本経済団体連合会

所管省庁：経済産業省、環境省

制度の現状	出力が15万kW以上である発電設備の新設を伴う火力発電所の変更（リプレース）の工事の事業を行う事業者が、その事業の配置、構造、位置、規模を決定する段階で、事業計画の複数案を設定した上で、環境へ及ぼす重大な影響について比較評価するとともに、配慮書について経済産業大臣に送付しなければならず、経済産業大臣は、環境大臣の意見があるときはこれを勸案し、必要に応じ、配慮書について環境の保全の見地からの意見を述べることができるとされています。また、配慮書は、公表しなければならず、関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めなければならないとしています。
該当法令等	環境影響評価法
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>ご指摘のとおり、環境負荷が明らかに低減する火力発電所のリプレースは、温室効果ガス削減に対する喫緊の要請を踏まえ、手続の迅速化を通じて、早期に運転開始することが期待されます。</p> <p>しかしながら、環境影響評価手続における配慮書に関し、主務大臣・環境大臣の意見提出を控える運用を行うことで、その手続期間の短縮を図ることは、適当ではないと考えます。なぜなら、火力発電所のリプレースであっても、例えばリプレースの対象となる既設の発電施設が長期間停止中である場合など、停止中とリプレース後の環境影響を比較すると、環境影響が増加するケースがあります。このように環境負荷が低減されるかどうかは、見方によって見解が異なる場合があり、第三者の立場から客観的な意見を取り入れる必要があるからです。こうしたことを踏まえ、法律では、事業計画立案の早期の段階である配慮書から、主務大臣・環境大臣は環境の保全の見地から意見を述べるできるとされており、したがって、たとえ従前より環境負荷の低減に資するような火力発電所のリプレースであっても、環境の保全の見地から必要と認められる場合は、主務大臣・環境大臣は適切な意見を述べる必要があります。</p> <p>また、配慮書手続きにおいては、配慮書の公表が含まれており、この公表は、情報交流の観点から、配慮書段階でその内容を明らかにする必要性が高いことから、義務としているものであり、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースであっても、これを公表することは重要です。</p> <p>以上の理由から、配慮書を主務大臣に送付することをもって手続き完了として、手続き期間を短縮することは、火力発電所のリプレースを迅速に進める方策として、妥当ではないと考えます。</p>

区分（案）

## 提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 3 月 15 日 所管省庁への検討要請日：平成 29 年 3 月 21 日 回答取りまとめ日：平成 29 年 4 月 28 日

提案事項	個人所有するレジャーボートに対する検査制度について問題提起
具体的内容	<p>個人が所有する小型レジャーボートに航海灯（輸入品）の設置を予定しており、必要な検査について日本小型船舶検査機構（JCI）のホームページ質問/返答内容を確認いたしましたところ、環境試験を受験する or 航海灯メーカーから環境試験結果（データ）を入手したものを受験者が提出し、国内基準との適合性が確認できた航海灯のみ設置できる内容が記載されておりました。JCI にメール等で環境試験受験の流れについて問い合わせた結果、環境試験は専門的測定機器が必要であり、検査機関で実施する必要がありますが、検査機関を個人で手配し利用する事が出来ないと返答されました。また試験データの入手について、今般取り付けを予定しておりますメーカー（ATTWOOD / PERKO）2社のホームページを確認したところ提供されたデータがなかった事から、JCI に再度連絡しデータの提供ができるメーカー名、及び国内環境試験について海外メーカーの認知の有無について質問した結果、JCI 本部では認識がないと返答されました。</p> <p>このように、ホームページでは輸入航海灯は設置できると説明されているにもかかわらず、電話/メールでは、JCI 自ら設置が出来ないと返答されております。</p> <p>従来であれば、輸入灯火を船体へ設置する場合は、現物（航海灯）を JCI 本部へ送付し予備検査を受検し、合格すれば設置ができておりました。JCI 本部へ確認した結果、平成 15 年～平成 26 年では約 9 種類 / 400 個の合格実績があると返答されております。</p> <p>しかし、平成 26 年以降は航海灯の基準改正に伴い、前述の環境試験が予備検査に追加された為、個人単位の受験が出来ない為、合格実績は 0 件であると返答されました。</p> <p>従来の予備検査費用は合計 8900 円で JCI が事前徴収され、検査は JCI 本部で検査機器を使用して実施されておりましたが、改正後も予備検査費用は同じ金額で、環境試験のみ個人負担とされている為、これらを取り決めた法律の提示を JCI 本部、国土交通省検査測度課へ求めておりましたが、未だ返答されておりません。</p> <p>以下の項目について法律上の定めがあるかについて確認していただきまして、多大な個人負担が必要とされる検査制度のあり方について問題提起願います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 輸入船灯（JCI 検定外品及び自作品）を取り付けする為に環境試験の受験が必須とされている事</li> <li>2. 環境試験の費用（高額予測）を受験者（個人）負担させる事 過去は両色灯 2900 円 白灯約 5000 円で JCI 本部で検査実績有 改正後も同じ料金設定で、環境試験費用を個人負担 + 配光試験（過去と同料金） 問題提起：改定後も同料金で配光試験のみ JCI で実施される理由は？</li> <li>3. 受験者に対して、環境試験は試験機関を利用するように説明された事</li> </ol>
提案主体	個人

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>船舶は船舶安全法に基づいて船舶検査（第 5 条）を受検することを要しますが、船舶に搭載される船用品については、おもに予備検査（第 6 条第 3 項）、型式承認（第 6 条の 4）によって、基準適合性を確認しています。</p> <p>予備検査、型式承認は船舶が特定される前であっても、事前に所定の要件に対する基準適合性を確認できる制度です。</p> <p>国内外を問わず、製造事業者は本制度を利用して基準適合性を確認しています。</p> <p>個別にお問合せを頂き 2 月 8 日付でご回答し、その後も縷々ご説明しているとおり、船灯の技術基準については、船舶安全法第 2 条により、船舶設備規程第 1 4 6 条の 4、航海用具の基準を定める告示第 2 条に定められています。</p> <p>現在の試験は、平成 19 年に国際海事機関（IMO）により開催された国際会議（MSC83）により決められた試験方法を平成 21 年に取り入れて、平成 26 年から実施されています。</p>
該当法令等	船舶安全法、船舶安全法施行規則、船舶等型式承認規則、船舶設備規程、航海用具の基準を定める告示
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	小型船舶に対する船舶検査を実施する小型船舶検査機構（JCI）と船舶所有者の間で技術基準への適合性の確認方法について、調整中であると承知しています。

区分（案）

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 投資等ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 4 月 12 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 4 月 25 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 5 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	飲食店、理容院、美容院、クリーニング店等を営む者が生前に自分の子に営業を譲渡する場合の手続を簡素化すること
具体的内容	<p>【要望内容】 事業承継の円滑化を図るために、個人で営む飲食店等における生前の営業譲渡手続を相続の場合と同様に簡素化すること</p> <p>【理由】 個人で飲食店、理容院、美容院、クリーニング店等を営む者が死亡し、その子が事業を相続する場合、簡易な変更手続だけで可能となる。しかし、生前に譲渡する場合は、新規開業の場合と同様の手続が必要となる。親子間での円滑な事業承継を推進するため、これを簡素化する必要がある。</p>
提案主体	日本商工会議所

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	食品衛生法第 52 条第 1 項並びに理容師法第 11 条第 1 項、美容師法第 11 条第 1 項及びクリーニング業法第 5 条第 1 項、第 2 項に基づき、営業の許可を受けた者並びに営業所開設の届出等を行った者について、相続があったときは、それぞれ、食品衛生法第 53 条第 1 項並びに理容師法第 11 条の 3 第 1 項、美容師法第 12 条の 2 第 1 項及びクリーニング業法第 5 条の 3 第 1 項に基づき、相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）は、許可営業者並びに届出をした営業所の開設者等の地位を承継します。
該当法令等	食品衛生法第 53 条第 1 項、理容師法第 11 条の 3 第 1 項、美容師法第 12 条の 2 第 1 項、クリーニング業法第 5 条の 3 第 1 項
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>食品衛生法に基づく営業許可並びに理容師法、美容師法及びクリーニング業法に基づく営業所開設の届出などの効果は、当該申請者並びに届出者に限り及ぶこととなりますが、営業者が死亡した場合に、営業者の死亡という不測の事情によって営業者の地位が失われることになると、本相続人は新たに許可並びに理容師法、美容師法及びクリーニング業法に定める構造設備基準に適合する旨の確認を得るまで営業ができなくなることに鑑み、特例的に許可及び届出営業者の地位を相続によって承継することができる旨の規定を設けているものです。</p> <p>他方、生前に営業譲渡を行う場合は、あくまでも営業者の意思に基づき地位の変更を行うものであり、上記のような事情は認められないため、営業者の死亡の場合と同様の措置を取ることはできません。なお、旧営業者の許可を受けた状態及び届出を行った状態のまま、新営業者の許可申請及び開設届出を行うことにより切れ目なく営業を継続することが可能です。</p>

区分(案)

## 提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号:12

受付日：平成 29 年 4 月 12 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 4 月 25 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 5 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	中国人旅行者に対する数次査証（ビザ）の有効期間を延長すること、および対象訪問地域を青森県、秋田県、山形県にまで拡大すること
具体的内容	<p>【要望内容】</p> <p>中国人旅行者に対する数次査証（ビザ）の有効期間延長および対象訪問地域の青森県、秋田県、山形県への拡大</p> <p>【理由】</p> <p>定住人口の減少に歯止めがかからない中で地域の再生を図るには、交流人口の拡大が不可欠であるが、特に東北地方は、震災以降、他地域と比べて訪れる外国人旅行者数が低調にある。</p> <p>このため、訪日外国人としては最も多い中国人旅行者に対する数次査証（ビザ）の有効期間（3年）を延長するとともに、東日本大震災の被災三県（岩手県、宮城県、福島県）および沖縄県だけに認められている対象訪問地域を、青森県、秋田県、山形県にまで拡大する必要がある。</p> <p>（注）沖縄県数次ビザ/東北三県数次ビザ</p> <p>個人観光で1回目の訪日の際に沖縄県または東北三県（岩手県、宮城県、福島県）のいずれかの県に1泊以上する者に対して、以下の要件を満たす場合に数次ビザ（有効期間3年、1回の滞在期間30日以内）を発給。対象者は以下のとおり。</p> <p>（ア）十分な経済力を有するものとその家族</p> <p>（イ）過去3年以内に日本への短期滞在での渡航歴がある者で一定の経済力を有する者とその家族</p>
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁：警察庁、法務省、外務省
制度の現状	中国国民に対する東北三県数次ビザ（有効期間3年、1回の滞在期間30日）については、平成29年5月8日より、対象訪問地域を青森県、秋田県、山形県を含む東北六県へ拡大するとともに、これまで一定の経済力を有する方に課していた、過去3年以内の日本への渡航歴要件を廃止しています。
該当法令等	外務省設置法
対応の分類	検討を予定、現行制度下で対応可能
対応の概要	<p>中国国民に対する東北数次ビザの有効期間の延長については、今後、数次ビザの運用状況をレビューし、治安等への影響について関係省庁の見解もよく考慮して、観光立国の実現や日中間の人的交流の更なる拡大等の観点を踏まえ、検討していきます。</p> <p>対象訪問地域の拡大については、平成29年5月8日より、青森県、秋田県、山形県を含む東北六県に拡大しています。</p>

区分（案）	
-------	--

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 投資等ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 4 月 12 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 4 月 25 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 5 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	地域に観光客を呼び込むため「歴史的建造物の復元に関する基準」を緩和すること
具体的内容	<p>【要望内容】 時代考証を適切に行うことを条件に、「歴史的建造物の復元に関する基準」を緩和すること</p> <p>【理由】 国の史跡になっている城跡などの歴史的建造物の復元について、文化庁は、「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準（非公開）」に基づきその可否を判断している。しかし、同基準では、復元しようとする建造物の「遺構」「指図（設計図）」「写真」の3項目が不可欠とされ、どれか一つでも欠ければ認められず、地域の歴史的建造物の復元が事実上できない。</p> <p>例えば城跡の場合、石垣だけで観光客、特にインバウンドを呼び込むことは難しく、厳格な基準や運用によって地域の大きな観光資源となり得る多くの歴史的建造物の復元できないことが、地域にとって大きな逸失利益となっている。</p> <p>したがって、地域に点在する歴史的建造物の復元を容易にすることで、文化財を中核とする観光拠点を全国に整備し、文化資源を活用した経済活性化を図るためにも、時代考証を適切に行うことを条件に、「歴史的建造物の復元に関する基準」を緩和する必要がある。</p> <p>（注）遺構、指図、写真の3項目が備わっていないため、仙台城では懸造（かけづくり）、高松城や徳島城は天守の復元ができない。</p>
提案主体	日本商工会議所

所管省庁：文部科学省

制度の現状	<p>国指定文化財の現状変更等を行う場合には、文化財保護法の規定に基づき、文化審議会に諮った上で、文化庁長官が許可をすることとなっています。</p> <p>史跡等における歴史的建造物の復元が適当であるか否かについては、事前に文化庁が設置する外部有識者で構成される専門委員会において、「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」に基づき、具体的な復元の計画・設計について総合的な調査・研究を行うことが通例となっています。</p>
該当法令等	文化財保護法第 125 条第 1 項、文化財保護法第 153 条第 2 項
対応の分類	事実誤認
対応の概要	<p>史跡等は国民の貴重な財産であり、文化財としての価値を損ねてしまうと取り返しがつかなくなるものです。このため、国指定の史跡等において現状変更等を行う場合は、文化財としての価値を損なわないよう、文化審議会に諮った上で、文化庁長官が許可をすることとなっています。</p> <p>また、史跡等において、往時の姿をしのばせる歴史的建造物を復元する際には、十分な歴史的根拠に基づいて復元することが地域の活性化や文化振興に資するものであり、復元する歴史的建造物に係る記録資料等を基に、当該建造物の位置・規模・構造・形式等の蓋然性を高める上で、十分な調査・研究を行った上で復元に取り組むことが重要であると考えています。</p> <p>その上で、文化庁が公表している「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」においては、具体的な復元の計画・設計の内容について、同基準に定められた各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとしています。</p> <p>文化庁としては今後とも同基準を適切に運用してまいりたいと考えています。</p>

区分（案）

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 投資等ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 4 月 12 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 4 月 25 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 5 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	外国企業ならびに外国人の利便性向上を図るため、査証（ビザ）のオンライン申請を導入すること
具体的内容	<p>【要望内容】 外国人による査証（ビザ）のオンライン申請の導入</p> <p>【理由】 日本国外において、外国人が査証（ビザ）を申請する際には、当該国の日本大使館もしくは領事館へ必要書類を提出し、ビザの発給申請を行う必要がある。外国企業ならびに外国人の利便性向上を図るため、オンライン申請を導入する必要がある。</p>
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁：警察庁、法務省、外務省
制度の現状	ビザの申請は、原則として、申請人の居住地又は旅券発給国（地域）を管轄する日本国大使館又は総領事館において、申請人本人が行う必要があります。申請にあたり、申請に必要な書類は、申請人の渡航目的及び国籍によって異なりますし、国及び地域によっては日本国大使館又は総領事館が承認した代理申請機関を通じて申請していただく場合があります。
該当法令等	外務省設置法
対応の分類	検討を予定
対応の概要	ビザの申請にあたっては、本人または代理人の出頭により、人定事項等の確認に漏洩なきを期す必要がありますが、また提出書類は原本によりその真偽を確認する必要があることから、現時点でオンラインによる申請は行っておりませんが、ビザを申請する方々の利便性向上のための一つの方法として、今後、手続の一部を電子化する可能性について検討を行っていきます。

区分（案）	
-------	--

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 投資等ワーキング・グループ関連

受付日：平成 28 年 11 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 7 月 20 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	モビリティ・シェアリングに対する道路空間の活用
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>シェアリング用途に限っては、歩行者ならびに運転者の安全を確保する措置を講じ、既存道路空間の体系を保全したうえで、道路空間をステーションとして利用することを認めるべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現在、路上での車両の保管は禁止されており、法律で定められている駐車禁止区域の路上では、警察官や駐車監視員が路上に放置車両と認めた車両に対し、放置違反金が発生する。</p> <p>現在実施されている超小型EVのワンウェイ（乗捨て）シェアリングサービスの実証実験においては、一般の時間貸し駐車場や施設内の駐車場を利用しているが、とりわけ都市部では既存の駐車場だけでは不十分と言わざるを得ない状況にある。より充実した交通網の整備と公共交通との連携には、道路空間を活用した乗捨て場所（ステーション）の確保・充実が求められている。公共交通を補完するサービスとして期待されているこのようなサービスにおいては、道路空間を含めたネットワークを構築することが欠かせないが、道路空間の駐車場としての利用は短時間のパーキングメーターを除いて認められていない。</p> <p>乗捨て場所（ステーション）は5台程度が保管できる比較的小規模のものが想定されるため、例えば、ライジングボラード等を活用し歩行者のための空間確保に配慮しつつ、歩道の一部を切欠くことなどにより道路空間を活用すれば、歩行者ならびに運転者の安全確保には特段支障がないものと思われる。</p> <p>今後期待されているワンウェイ（乗捨て）型のモビリティ・シェアリングについては、道路空間を活用した乗捨て場所（ステーション）を確保・充実することで、さらに利便性を増すことができると考えられる。具体的には、現在実施中の実証実験においてステーション確保が容易になるだけでなく、オリンピックをはじめとする大規模イベントを契機とした大型都市開発等で、歩道を含む道路空間を移動のみならず移動の拠点とすることを通じてスペースを有効活用することで、快適で利便性の高い都市づくりに寄与できる。長期的にみても、ワンウェイ（乗捨て）シェアリングサービスのネットワークが広がることで、公共交通を補完するインフラとして機能しやすくなり、人々の移動に係る自由度を一層向上させることに貢献し得ると考えられる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：警察庁、国土交通省
制度の現状	<p>一般の自由な通行を本来の目的とする道路に工作物等を設けて継続して道路を使用することは、多少なりとも通行の支障になり得ることから、設置することが可能な物件を限定し、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがなく、道路の本来の機能を阻害するものでないかを道路管理者が確認したものについては許可をできることとしております。</p> <p>自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「保管場所法」という。）第3条の規定により、自動車の保有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の保管場所を確保しなければならないこととされております。</p>
該当法令等	道路法第33条、保管場所法第3条
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	<p>駐車場は施設の規模が大きく、道路構造又は交通に与える影響が大きいことから、道路への設置については場所を限定しておりますが、トンネルの上又は高架の道路の路面下等においては占用許可により設置が可能です。また、対象車種が道路運送車両法第3条に規定する小型自動車で二輪のもの等に限定されますが、車両を駐車させるため必要な車輪止め装置については、トンネルの上又は高架の道路の路面下等に限定せず占用許可により設置が可能です。</p> <p>なお、高架の道路の路面下に駐車場を設置する場合、合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるものについては、「道路の敷地外に余地がないためやむを得ないもの」に限ることとする道路法第33条に規定する占用許可基準を適用しないこととしており、道路管理上支障があると認められる場合を除き、当該高架下の占用を認めることとしております。</p> <p>また、乗り捨て（ワンウェイ）方式によりレンタカー型カーシェアリングを行う場合においては、貸渡自動車の駐車場を配置事務所（貸渡自動車の貸渡又は返還が行われる事務所をいう。）及び道路運送車両法第7条第1項第5号に定める当該自動車の「使用の本拠の位置」とすることができ、保管場所法上の自動車の保管場所とすることもできます。</p>

区分(案)

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 投資等ワーキング・グループ関連

受付日：平成 28 年 11 月 21 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 6 月 15 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	有料老人ホーム建築における共同住宅並みの容積緩和
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>建築基準法上「共同住宅」に該当する建物では、共用の廊下や階段、エントランスホール、エレベーターホールなどが、容積率算定上、延床面積から除外される（以下、地下室の緩和を含め「容積緩和」という）。しかし、老人福祉法上の「有料老人ホーム（以下、「ホーム」という）」を建てる場合、建築基準法上「老人ホーム」用途となると容積は緩和されない。</p> <p>その結果、同敷地で投資建物の用途を判断する場合、「ホーム」は小さな建物になるため、分譲住宅等「共同住宅」が採択される蓋然性が高くなる。</p> <p>今般、社会的ニーズも高く、整備が急務である「ホームの建築」に関し、「共同住宅」同等の「容積緩和」を要望する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>共同住宅（分譲マンション、賃貸マンション等）も建設可能な高齢者住宅に相応しい土地（周辺環境、交通アクセス、利便性等）にて、建築基準法上の「老人ホーム」を建築する場合、「共同住宅」と比較すると、共同住宅で認められている容積緩和が受けられない結果、住戸専有に係る容積対象延床面積が減少する。</p> <p>同じ敷地で建築可能な建物面積が小規模にならざるを得ないこと、すなわち投資効率が悪いことになるため、建物新築の事業判断または投資決定をする場合、同じ住宅系では「ホーム」は「共同住宅」よりも劣後する。</p> <p>老人福祉法上の「有料老人ホーム」の判断基準：</p> <p>高齢者を入居させ、食事の提供、入浴、排泄、食事の介護、洗濯、掃除等の家事、健康管理の少なくとも一つのサービスを提供する場合は、「サービス付き高齢者向け住宅」登録を行っていても、老人福祉法第 29 条に定める「有料老人ホーム」に該当する。老人福祉法上「有料老人ホーム」に該当すると、建築基準法上は「老人ホーム」用途の扱いとなる。</p> <p>容積緩和に関し、「共同住宅」では、共用の廊下や階段、エントランスホール、エレベーターホールなどが、容積率算定上、延床面積から除外されている。これに加え、建築基準法では「住宅の容積率算定に当たり地下室の床面積を延べ面積に算入しない特例を老人ホーム等についても適用する（建築基準法第 52 条第 3 項）」と規定され、容積緩和は建築基準法上はすでに手当てされているものの、一部の都道府県では、老人福祉法上「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む。以下同様）」に該当すると、地下居室は作れない（例：東京都福祉保健局・東京都有料老人ホーム設置運営指導指針）。</p> <p>日本の（超）高齢社会において、高齢者のすまいのひとつである「ホーム」を整備しやすくすることは、社会的ニーズの高いことであると考え。</p> <p>緩和により、共同住宅用途の土地建物投資効率と比較しても遜色がなくなれば、「ホーム」の適正な整備が進むと思われる。また、従来より利便性、環境が向上した立地条件に「ホーム」が建てられることになり、入居者も安全・安心・快適に、より充実した生活を送ることが期待できる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：厚生労働省、国土交通省
制度の現状	<p>建築基準法第 52 条の容積率の規定により、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合を用途地域等に応じて定めています。</p> <p>ただし、容積率の算定の基礎となる延べ面積には、共同住宅の共用の廊下・階段の床面積は算入しません。</p> <p>「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針」は、厚生労働省が策定している有料老人ホーム設置運営標準指導指針を参考に指導監督権限のある東京都が策定されているものであり、地下居室に関する規定は、厚生労働省が示している規定ではありません。</p>
該当法令等	建築基準法第 52 条第 6 項
対応の分類	対応不可
対応の概要	共同住宅の共用の廊下・階段の床面積は、容積率の算定の基礎となる延べ面積には算入しないこととしています。新たに建築される老人ホームは、多くの場合、共用部分が生活の場として利用されていることから、一律に容積率不算入とすることは困難です。

区分(案)	
-------	--

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 投資等ワーキング・グループ関連

受付日：平成 28 年 12 月 12 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 1 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 6 月 15 日
-----------------------	-----------------------------	---------------------------

提案事項	金融関連事業の兼業における届出・報告等にかかる手続の合理化
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>FinTech の進展をはかるため、銀行代理業、電子マネー（資金移動業と第三者型前払式支払手段発行業）クレジットカード事業（包括信用購入あっせん業と貸金業）など、複数の監督当局に許可・登録等を要する事業を兼業する場合には、当該事業に係る届出・報告先を一本化できるようにする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>(a) 金融庁の所管する銀行法、金融商品取引法、資金決済法、貸金業法、経済産業省の所管する割賦販売法など、FinTech に関わる法規制において、その事業の許可、登録にかかる届出事項や報告事項は、その内容が重なるものが多い。したがって、これらの事業を兼業する場合には、同様の届出・報告事項について、届出書類や報告書類を作成して、各監督窓口それぞれ提出しなければならない。例えば、電子マネーで資金移動業と前払式支払手段を組み合わせた新しいサービスを展開する場合には、資金移動業の監督当局と前払式支払手段の監督当局の両方に、それぞれ同様の書面を作成して提出しなければならない。</p> <p>(b) 金融機関と金融関連 IT 企業がサービスを融合・連携するにあたり、金融庁や経済産業省など、各省庁の所管する事業の兼業によって新しい金融・金融関連 IT サービスの発展をうながすべく、省庁・監督局の別にかかわらず、兼業する事業者における各サービスに関する届出・報告先を一本化することで、兼業する事業者の事務負担を軽減できる。</p> <p>(c) 兼業する事業者による届出・報告先を一本化することは、事業者において兼業にかかる事務負担を削減できることに加え、行政においても届出・報告にかかる事務の効率化に繋がるものと考えられる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：金融庁、経済産業省
制度の現状	銀行法、金融商品取引法、資金決済に関する法律、貸金業法、割賦販売法に基づく兼業における届出等については、それぞれの所管省庁等に提出していただく必要があります。
該当法令等	銀行法、金融商品取引法、資金決済に関する法律、貸金業法、割賦販売法
対応の分類	検討を予定
対応の概要	規制改革推進に関する第 1 次答申（平成 29 年 5 月 23 日規制改革推進会議決定）に基づく規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において、「各府省は、行政手続簡素化の 3 原則（「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」、「書式・様式の統一」）を踏まえ、行政手続コストを 2020 年までに 20%削減すること等を内容とする行政手続部会取りまとめに沿って、積極的かつ着実に行政手続コストの削減に向けた取組を進める」こととされており、今後、事業の許可・登録にかかる届出・報告に関する事務の効率化のための措置を検討することを予定しております。

区分(案)

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 投資等ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 4 月 12 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 4 月 25 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 6 月 30 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	区分所有法における危険な老朽マンションの建替え決議の成立要件を緩和すること
具体的内容	<p>【要望内容】 区分所有法における建替え決議の成立要件の緩和</p> <p>【理由】 老朽マンションの建替えは喫緊の課題となっているが、「建替え決議」の成立には、区分所有者および議決権の各 5 分の 4 が必要であり、大変高いハードルとなっている。マンションの老朽化は、耐震性の面からも大変危険であり、住民の身に危険が及ぶ状況は看過できない。</p> <p>このため、例えば、公営住宅などの代替措置などで補完することも検討すべきである。なお、反対者が増えた際の買取費用負担は一時的であり、通常、建替え後の増床部分の売却などで相殺できるため、必ずしも円滑な建替え事業遂行の障害とはならないものとする。</p> <p>(住民がマンション建替えに反対する理由として、“仮の住まいがない”ということが考えられます。そのようななか、仮に 5 分の 4 の要件が緩和された場合、建替えが可能となるマンションが増え、意に反して“仮住まい”での生活を余儀なくされる方も増えることとなります。したがって、そういった方々に対する“仮の住まい”として、公営住宅などを用意するといった措置も必要ではないか。)</p>
提案主体	日本商工会議所

所管省庁：法務省、国土交通省

制度の現状	現行の建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」といいます。）は、建替え決議について区分所有者及び議決権の各 5 分の 4 以上の賛成を要件としています。
該当法令等	建物の区分所有等に関する法律第 6 2 条第 1 項
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>区分所有法の決議により行う建替えは、個々の区分所有者にとっては、区分所有権の処分を伴うことから、本来であれば、区分所有者全員の同意を要する重大なものです。それゆえ、これを多数決により行う正当性を担保するためには、多数決要件は厳格である必要があります。決議に賛成しなかった区分所有者については、その区分所有権の時価での買取りが予定されているものの、その意思に反して区分所有権を失う以上、多数決要件には高度な厳格性が求められます。</p> <p>また、建替え決議の内容を実現するためには、建替え決議に賛成した区分所有者は、決議に賛成しなかった区分所有者に対して、売渡請求権を行使してその権利を買い取らなければなりません。決議要件を緩和した場合には、建替え決議に反対した区分所有者からの買取費用の負担が重くなり、建替えに要する社会的・経済的コストが増大して、建替え事業の円滑な遂行にとっての障害となりかねません。区分所有権等の買取りに当たっては、建替えに先行して多額の資金が必要となる上、建替え後に増床部分等の買手がつく保証はなく、増床部分の売却価格も建物の立地域及び売却時期等の条件により左右され、買取費用を賄うことができるかは個別具体的な事案により異なるため、区分所有者に対する売渡請求権の存在が、一律に建替え決議の多数決要件を緩和する根拠にはなるといえることは困難です。</p> <p>したがって、建替え決議要件の緩和については、慎重な検討が必要であると考えられます。</p>

区分(案)

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 投資等ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 5 月 2 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 5 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 6 月 30 日
---------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	『70歳以上被用者該当届』の廃止について
具体的内容	<p>(1) 従業員が70歳になると、年金事務所より、70歳到達届を提出するように、会社へ通知が届きません。正確な名称は、『70歳以上被用者該当届』という書類です。そこには、年金番号のほか、70歳に到達した日を書く欄があり、そこには誕生日の前日を記載しなければいけません。年金事務所では年齢は管理されているのですから、わざわざ会社に通知をして、なぜこのような届出をさせるのでしょうか。会社としては面倒であるとともに、税金の無駄であると思います。70歳になると、厚生年金保険料は納めなくて良くなりますが、それは機械的に処理できることで、わざわざ年金事務所から会社に通知して、届出をさせる必要などないと思われます。もし、新たに70歳以上を雇用したのであれば、このような届出も理解できますが、継続して雇用している社員については、退職していなければ自明なのですから、このような不必要な届出は廃止して頂きたいと思っております。</p> <p>(2) 年金関係の届出書には、『70歳以上被用者該当届』のほかにも、退職日の前日や、誕生日の前日など、1日さかのぼった日を「資格取得日」「資格喪失日」として書く書類がほとんどで、会社としては1日違いの日付を、1つの書類に2つも書くことがほとんどです。「退職日」「誕生日」を記載すれば、その前日を記載しなくても自明なのですから、これらの欄は省略できると思われるので、合理化して頂きたいと思っております。</p>
提案主体	個人

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	<p>70歳以上被用者該当・不該当届は、平成19年4月以降に職老齢年金制度が適用されることとなったことにより、70歳以上の方を新たに雇用したとき、または、厚生年金の被保険者が70歳到達後も継続して雇用したときに、事業主に届け出ていただいております。</p> <p>適用事業所に使用される方は健康保険・厚生年金の被保険者となりますが、厚生年金の被保険者の資格は70歳までとなっており、70歳以上の方の在職に伴う老齢厚生年金の支給停止を行うため、70歳以降も勤務されている方の適用状況（標準報酬等）についての届出を求めているところです。</p> <p>また、社会保険の資格喪失事由は、会社を辞めたときのほかに、死亡したとき等があり、資格喪失日を適切に把握するため、資格喪失の理由を明らかにしていただく必要があることから、事業主の方に資格喪失の理由も含め退職日及び資格喪失日をご記載いただいております。</p>
該当法令等	厚生年金保険法第13条（資格取得の時期）、第14条（資格喪失の時期）、第27条（届出）、厚生年金保険法施行規則第15条の2（70歳以上の使用される者の該当の届出）
対応の分類	検討を予定
対応の概要	<p>70歳以上被用者該当・不該当届は必要ないのではないかとのご意見ですが、同届出書は対象者の標準報酬月額も記載事項としており、ここに記載いただいた情報を基に、年金の在職支給停止に使用しているところです。一方で、届出に係る事業主の方のご負担の軽減は検討しなければならないものと考えております。いただいたご意見をふまえ、70歳以上被用者該当・不該当届の様式の変更等について、手続きの簡素化等の措置を検討して参ります。</p>

区分（案）

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 投資等ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 5 月 11 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 5 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 6 月 15 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	REINS のインターネット事業者への開放
具体的内容	<p>リブセンスという会社でイエシルという国内個人不動産の中古住宅流通活性化をビジョンとしたインターネットメディア事業を担当しています。 イエシル URL <a href="https://www.ieshil.com">https://www.ieshil.com</a></p> <p>日本再興戦略 2016 で提唱されている、既存住宅流通活性化への寄与も期待し、透明性の高いデータを元としたビッグデータ解析、AI 精度向上に取り組み、部屋別の価格推定などを無償提供しています。</p> <p>しかし、REINS のデータ利用は不動産業者間のみ限定されており、私達インターネット事業者の利用は制限されています。 個別物件が結局いくらで売れたのか？という成約価格データの取得は REINS を参照する必要があり、そのデータを利用し、中古住宅の価格査定エンジンの精度を上げたいのですが、それはできません。</p> <p>国内の中古住宅活性化のためにも、物件個別の成約価格データや、消費者にとって有益なデータとなりうる各種データは、インターネット事業者が解析、活用できるように規制改革を進めて頂きたいです。</p>
提案主体	株式会社リブセンス

所管省庁：国土交通省

制度の現状	<p>指定流通機構（レインズ）に登録された宅地又は建物についての情報は、宅地建物取引業法第 50 条の 3 第 1 項第 2 号に定めており、宅地建物取引業者に対して提供されています。</p> <p>また、同項第 3 号及び第 50 条の 7 に定めており、指定流通機構（レインズ）は宅地及び建物の取引の適正の確保及び流通の円滑化を図るために必要な業務を行うものとされ、毎月の売買又は交換の契約に係る件数等をレインズマーケットインフォメーション（RMI）等にて公表しています。</p>
該当法令等	宅地建物取引業法第 50 条の 3、第 50 条の 7
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>指定流通機構（レインズ）に関する制度は、宅地建物取引業者間で指定流通機構（レインズ）を介して情報を共有することにより、宅地建物取引業者間のサービス競争が促進され、媒介業務の質の向上、消費者利益の増進を図るため、宅地建物取引業法上の守秘義務を負う宅地建物取引業者に対して物件情報を提供するものです。</p> <p>宅地建物取引業者以外の者に対しては、個人情報保護の観点から個別の物件が特定できるような情報を公表することは困難であると考えますが、指定流通機構（レインズ）の保有する物件情報を用いて、個人情報保護に配慮した上で、取引情報を公表しています。</p>

区分（案）

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 投資等ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 5 月 26 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 6 月 12 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 7 月 20 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	特許印紙など収入印紙以外の印紙の廃止
具体的内容	<p>特許庁における手続き（特許出願や商標登録出願など）は、収入印紙ではなく、特許印紙が使われている。</p> <p>この特許印紙は、金券ということもあり、印刷コストや管理コスト、郵便局などに対する販売手数料など、かなりの経費が必要となっている。</p> <p>しかしながら、特許庁としては、口座引き落としや振り込み等での支払いも認めているため、必ずしも特許印紙が必要とはなっていない。</p> <p>利用者についても、特許や商標の出願等は、一般家庭ではなく会社などの事業者が利用する手続きであり、実際の手続きでは出願では弁理士、譲渡などでは行政書士が代理をすることもある。</p> <p>そうすると、支払い方法をすべて振り込みにしたとしても、手続者が困ることはほとんど考えられない。</p> <p>したがって、無駄なコストを削減するために、特許庁は納付方法ごとのコストについて調査し、比較して特許印紙のコストが高いのであれば、特許印紙を廃止するべきである。</p> <p>これは、雇用保険印紙、健康保険印紙、自動車検査登録印紙、自動車重量税印紙にも言えることである。</p> <p>なお、会社の登記簿謄本請求などで利用していた登記印紙は、特別会計廃止によりすでに廃止された。前述の印紙を一般会計に組み込み、収入印紙に統合することも、同時に検討されて良いと思う。</p>
提案主体	個人

	所管省庁：財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
制度の現状	<p>【自動車重量税印紙】 自動車重量税は、自動車重量税印紙による納付のほか、自動車保有関係手続のワンストップサービスにおける電子納付等が認められています。</p> <p>【雇用保険印紙】 雇用保険の日雇労働求職者給付金は、労働保険特別会計から支出されていますが、これは、雇用保険法による雇用保険事業に関する経理を明確にすることを目的としています。（特別会計に関する法律第 96 条）</p> <p>【健康保険印紙】 健康保険法における日雇特例被保険者に係る保険料は、年金特別会計に収納された後、日雇特例被保険者の健康保険事業を実施する協会けんぽ（保険者）に対して交付されていますが、これは、健康保険法による健康保険に関し政府が行う業務に関する経理を明確にすることを目的としています。（特別会計に関する法律第 108 条）</p> <p>【特許印紙】 特許料及び手数料の納付については、特許法第 107 条第 5 項及び第 195 条第 8 項等の規定により、特許印紙を使用して行う旨を原則とした上で、同項ただし書により、経済産業省令で定める場合には、現金をもって納付することができることとされています。 特許料等の現行の納付方法は、特許印紙による納付、特許印紙による予納、現金納付、電子現金納付および口座振替による納付の 5 つの方法があります。</p> <p>【自動車検査登録印紙】 自動車の検査、登録に係る手数料については、運輸支局等において手続を行う場合は、自動車検査登録印紙をもって納付することとされています。</p>
該当法令等	<p>【自動車重量税印紙】 自動車重量税法 8 条, 9 条, 10 条, 10 条の 2 他</p> <p>【雇用保険印紙】 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 23 条</p> <p>【健康保険印紙】 健康保険法（大正 11 年第 70 号）第 169 条</p> <p>【特許印紙】 特別会計に関する法律、印紙をもって歳入金納付に関する法律、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律</p>

## 提案内容に対する所管省庁の回答

	<p>【自動車検査登録印紙】 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第2条、道路運送車両法第102条</p>
対応の分類	<p>【自動車重量税印紙】 対応不可</p> <p>【雇用保険印紙】【健康保険印紙】 対応不可</p> <p>【特許印紙】 対応不可</p> <p>【自動車検査登録印紙】 対応不可</p>
対応の概要	<p>【自動車重量税印紙】 自動車重量税については、業者等に手続きを委託する場合のほか、自動車ユーザー自身が手続きを行う場合もあり、納付方法を電子納付のみとすることは現実的ではありません。 自動車重量税印紙を廃止して車検証の交付等を行う陸運局等の窓口で現金で納付する場合、毎日大量の車検を扱う中で、窓口が混乱したり、陸運局等で公金を管理するための体制の整備等が必要となることから、簡便な納付方法として印紙納付制度が採用されています。 また、自動車重量税は、その収入のうち1000分の407を地方に譲与することとされており、自動車重量税の金額を特定する必要があることから、他の税や手数料等の納付手段として用いられている収入印紙と統合することはできません。</p> <p>【雇用保険印紙】 日雇労働被保険者に係る保険料の徴収や日雇労働求職者給付金の支給を含む雇用保険事業については、特別会計により行うことで経理を明確にしております。そのため、雇用保険印紙を一般会計に組み込み、収入印紙に統合することは困難です。 また、雇用保険の日雇労働被保険者を使用する事業主が、日雇労働被保険者に賃金を支払う都度、雇用保険印紙の貼付と消印することによって印紙保険料を納付することとされているのは、不特定多数の事業主に雇用され、賃金の変動もあるという日雇労働者の就労実態からして、通常の保険料納付の場合のような現金収納をすることが困難であり、また、日雇労働求職者給付金の受給要件等の確認にも印紙貼付状況の確認は必要不可欠なものであるからです。</p> <p>【健康保険印紙】 健康保険事業を実施する目的のため、日雇特例被保険者に係る保険料の徴収及び協会けんぽへの交付は、特別会計により経理することで、給付と負担の関係を明確にしております。一般会計(国庫)に組み込むことは、日雇特例被保険者の保険料収入とその他の(国庫)収入の区別がつかなくなり、給付と負担の関係が不明確となることから困難です。 また事業主が、健康保険印紙を購入する方法ではなく、口座引き落としにより後日、保険料を支払うことについては ・事業主は各日に使用した日雇特例被保険者と報酬をそれぞれ記録し、別途協会けんぽ等に報告しなければならないこと ・協会けんぽは、上記人数及び報酬について報告が正しいか定期的に調査を行う必要が生じること ・保険料が引き落とされるまで日雇特例被保険者の受給資格の確認が難しく、確認までの期間に保険給付を受けられなくなる恐れがあること から事業所及び協会けんぽの事務コストや日雇特例被保険者の不利益を考慮すると、現行制度の見直し、口座引き落とし等へ変更することは困難です。</p> <p>【特許印紙】 特許庁では、特許料等の納付については、特許印紙による納付(予納を含む)に加え、平成8年には現金納付制度、平成17年にはインターネットを活用した電子現金納付制度、平成21年には口座振替による納付制度を導入し、特許印紙による納付に比べてコストを抑えた納付方法の拡大に努めてまいりました。 一方、現状において、特許料等の納付の約8割が特許印紙による予納で行われており、特許印紙による予納を利用している理由として、「使い慣れているから」、「納付手続が簡単だから」といった利用者の声が多く、特許印紙を廃止することは困難だと考えています。 なお、特許特別会計は、出願人からの出願料、審査請求料、特許料等の収入により、審査・審判、登録等の事務を適切に行うために、一般会計と区分して経理を行うため設置され、特許法等に基づく手数料等の収入を</p>

## 提案内容に対する所管省庁の回答

特許特別会計の歳入として特定するために特許印紙が採用されました。これまで、受益者負担の考えに基づき、一般会計に依存しない収支相償で運用しています。

## 【自動車検査登録印紙】

検査、登録に係る申請者が運輸支局等において手続を行う場合、運輸支局等の近辺に所在する自動車検査登録印紙売りさばき所において自動車検査登録印紙を購入することが可能である一方、仮に印紙を廃止した場合、申請者には運輸支局において申請を行うのとは別に、金融機関等に出向いて納付手続を行う必要が生じることとなり、申請者の負担が増加することから、自動車検査登録印紙を廃止することは困難と考えます。

また、印紙の売りさばき時点で当該手数料が自動車安全特別会計自動車検査登録勘定に帰属する歳入であることを明らかにする必要があるため、自動車検査登録印紙を収入印紙に統合することはできません。

区分(案)

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 投資等ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 7 月 9 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 7 月 25 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 8 月 15 日
---------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	テレビ局の規制改革
具体的内容	<p>テレビ局は現在新規参入が事実上不可能。          非上場の新聞社が資本を投じ新聞社の影響力が非常に強い。          また電波使用料が非常に安く設定されており利益率が高すぎる。          電波オークション制度を導入し誰でも参加できる制度を構築し市場原理を導入すべし。          オークション制度にすれば既存メディアの既得権益が排除でき、新規参入が進みゾンビ企業が淘汰され新陳代謝が促進される。          オークション制度で高額な電波使用料を徴収できれば携帯電話企業も安価な基本使用料を下げることが可能。          政府の直轄事業とすれば電波使用料増収により消費税廃止など経済対策もできる。</p>
提案主体	個人

	所管省庁：総務省
制度の現状	<p>地上テレビ局の免許及び再免許については、電波法第 6 条第 7 項に基づき、申請受付の公示を実施することになっており、希望する者は、申請を行うことが可能となっています。          また、地上テレビ局に対しては、新聞社以外にも多様な地元企業等が出資を行っています。          なお、電波利用料制度は、不法電波の監視など電波の適正な利用の確保のために必要な共益費用を、受益者である無線局の免許人の方々全体で負担いただく制度であり、料額は、必要な歳出額を、無線局の数や使用する周波数の幅等を勘案して配分することで算定しています。</p>
該当法令等	電波法第六条第七項
対応の分類	事実誤認
対応の概要	<p>地上テレビ局の免許（開局）については、現行の制度においても新規参入（申請）が可能になっており、申請の受付の際には、総務省のホームページ上で公表しています。          なお、周波数オークション全般に関して言えば、我が国ではこれまで比較審査方式（複数の申請者の優劣を比較して免許を付与する方式）による周波数割当てにより、新技術の早期導入や全国展開が事業者間の健全な競争の中で促進されていることから、現時点では周波数オークションの導入は考えておりません。</p>

区分（案）	
-------	--

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 投資等ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 7 月 12 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 7 月 25 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 8 月 15 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	人工知能(AI)に必要な、学習データ作成のための書籍のデータ化について
具体的内容	<p>人工知能(AI)が医療や将棋等のニュースで、話題になっています。そのAIの開発において必要である、学習データ、に関連したご提案です。学習データにおいては、書籍をデータ化し、そのデータ化された書籍データを利用する手法はAI開発にて多く用いられています。</p> <p>最近ではGoogleブック訴訟で話題になっているとおり、Googleは世界中の書籍のスキャンを、フェアユースのもと、合法的に行い、AIの開発に取り組んでおります。</p> <p>学習データの内容は、AIの開発を左右する重要なものですが、現在、日本国内では著作権法との関係で、外部業者が著作物のデータ化をすることは、判例もなく、グレーという意見もあるようです。解析のため、であれば著作権法47条7項により、合法という見方もできるかもしれませんが、書籍など著作物のデータ化作業における、主体論については依然としてグレーなので、開発会社としては訴訟を恐れ、AI開発において遅れが生じることが懸念されます。</p> <p>情報のデータ化・アーカイブ化が進んでいる今の時代において、法規制が追いつかない状況ですが、他国では積極的に進めています。</p> <p>日本も負けるわけにはいかないはずで、これらを外国に任せてしまうと、情報の主要な部分を海外に握られてしまうことを意味し、産業・文化の衰退に繋がってしまいます。</p> <p>実害がないことに関しては、フェアユースのような形で、進めていくことが重要だと思っております。検索サイトやクラウドストレージサービスなどは、日本も技術的に優位にあった時もありましたが、著作権が足かせとなった過去もございます。</p> <p>弊社は、書籍のデータ化サービスを行っております。弊社のような外部業者が学習データの作成をサポートすることで、AI開発者は開発に時間を注力できます。</p> <p>AIの学習データのための書籍データ化が問題なく行うことができれば、これからの日本のAIの発展において、学習データ及び学習済みモデルが国内のAI開発業者において準備・開発していくことがスムーズになり、発展に繋がることが考えられます。</p> <p>学習データの作成という、AI開発において最初の段階を大きく左右する重要な事案かと思っておりますので、日本のAI開発事業者・産業全体が、データを集めやすいように、国の後押しが必要だと感じております。よろしくお願い致します。</p>
提案主体	民間企業

	所管省庁：文部科学省
制度の現状	<p>著作物を利用しようとする者は、著作権者の許諾を得ることにより、その許諾の範囲内において当該著作物を利用することができます(著作権法第63条第1項・第2項)。</p> <p>この他、著作権法においては、一定の条件の下、著作権者の許諾なく著作物を利用することを可能とする様々な権利制限規定が設けられています(同法第30条～第49条)。</p> <p>例えば、同法第47条の7では、情報解析のための複製等について、一定の条件の下で記録媒体への記録又は翻案を著作権者の許諾無く行うことができることとしております。御指摘の通り、AI開発のためのデータの複製等についても、本条の要件に該当するものについては、著作権者の許諾無く行えます。</p>
該当法令等	著作権法第47条の7、第63条第1項・第2項
対応の分類	事実誤認
対応の概要	<p>著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではありません。</p> <p>なお、文化庁の文化審議会では、AI学習用データの作成や公衆への提供・提示を含む様々なニーズを踏まえ、権利者の利益を害さない行為等について、権利制限規定を整備すべきの方針を同審議会著作権分科会報告書(平成29年4月)において取りまとめたところであり、今後、これを踏まえ、必要な措置を講じることとしております。</p>

区分(案)	
-------	--

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 投資等ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 7 月 13 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 7 月 25 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 9 月 22 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	アウトドアレジャー体験事業に伴う食事提供に関する規制緩和
具体的内容	<p>平成 27 年 1 月 13 日付で経産省はアウトドアレジャー事業と旅館業法との関係を明確にする発表をしました。</p> <p>アウトドアレジャー事業でこれから伸びてくる市場としてグランピングを言う新しいスタイルのキャンプがあります。この施設には一般家庭並みのキッチンがついた屋根が仮設の宿泊施設であったり、移動式宿泊施設であったりしますが、ラグジュアリーなキャンプをしたいというニーズに出張料理人による食事の提供というサービスが考えられます。</p> <p>これにこたえると一般飲食店並みの施設をキャンプ場に求められることがわかりました。</p> <p>これではキャンプではないですし、グランピングという新しい分野のニーズにこたえることが出来ないものです。</p> <p>せめて飲食提供する際の設備は祭り屋台等の基準適用を求めたいと思います。下ごしらえは料理人が所有する食品衛生法に基づいた設備でなされて、最後の仕上げをグランピング施設にある一般家庭レベルのキッチン設備（屋根は仮設）での提供という事であれば、祭り屋台よりはるかに衛生的な状態で食事の提供が出来ます。</p> <p>中山間地域に富裕層の訪日客の誘致が可能になる規制緩和になるかと思うので是非とも検討をお願いいたします。</p>
提案主体	個人

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>都道府県は、食品衛生法第 51 条に基づき、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業の施設について、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。</p> <p>飲食店営業等を営もうとする者は、同法第 52 条第 1 項に基づき、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。また、都道府県知事は、同条第 2 項に基づき、その営業の施設が、都道府県が条例で定める基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。</p>
該当法令等	<p>都道府県が定める条例</p> <p>食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）において、条例により基準を定めることとされている。</p>
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	<p>食品衛生法に基づき、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業の施設につき、条例で公衆衛生の見地から必要な基準を定めることとされている。したがって、この営業の施設にどのような基準を適用するかは都道府県が判断するものである。</p>

区分（案）	
-------	--

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 本会議関連

受付日：平成 28 年 11 月 24 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 5 月 31 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	民泊サービス（戸建住宅等を活用した宿泊サービスの提供）における建築基準法の取扱いについて
具体的内容	<p><b>【提案目的】</b> 訪日観光客が増加し、宿泊施設の不足が課題となる中、伝統的な日本家屋を改修した宿泊施設が観光客から人気を集めている。 一方、全国各地では、空き家が増加し、生活環境、防災、防犯の観点から問題となっている。 現在、国では規制改革実施計画（H28.6.2閣議決定）において、民泊サービスを推進するため、平成28年度中に法案を提出することとされ、検討されているところである。 このため、戸建住宅を民泊サービスに提供する場合は、建築基準法の取扱いを戸建住宅と同様の規制とし、空き家の戸建住宅の宿泊施設への利用を拡大することにより、宿泊施設不足の解消や、空き家の有効活用を促進する。</p> <p><b>【提案内容】</b> 民泊サービスに関する新法においては、次の想定事例に該当し、戸建住宅を民泊サービスに提供する場合は、建築基準法の規制を戸建住宅と同様の規制にすること。 （1）想定事例 1．宿泊施設の利用形態が家族や友人などの特定の1グループ 2．10人以下など少人数への1棟貸 3．住宅の規模が2階以下かつ300平方メートル未満 （2）建築基準法の取扱い 上記（1）の想定事例に係る戸建住宅については、家主居住型、家主不在型に関わらず住宅とみなして宿泊施設として利用できるようにすること。具体的には、建築基準法上、ホテル・旅館に係る次の規制を戸建住宅と同じ規制にすること。 1．界壁・間仕切壁 2．排煙設備の設置 3．内装制限 4．屋内階段の寸法</p> <p><b>【懸念される課題】</b> 本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本家屋の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えている。民泊サービスは住宅を活用した宿泊サービスの提供であることから、既存のホテル・旅館と同様の建築基準法の規制とした場合、古民家などの空き家が持つ魅力の低減や修繕による事業者負担につながり、民泊サービスの提供が進まないおそれがある。</p> <p><b>【民間事業者のニーズ】</b> 戸建住宅を活用した宿泊施設を運営する事業者、不動産業者等へヒアリング調査を行った結果、建築基準法の規制を緩和する本県提案に賛同し、次の要望をいただいている。 （例）現行制度では、画一的な規制により物件の持ち味が失われることもあるため、規制を緩和してもらいたい、など。</p>
提案主体	広島県

	所管省庁：厚生労働省、国土交通省
制度の現状	戸建住宅を住宅宿泊事業を行う届出住宅とする場合は建築基準法上、住宅と扱う
該当法令等	住宅宿泊事業法（法案審議中）第6条、第21条
対応の分類	検討を予定
対応の概要	<p>民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議『「民泊サービス」のあり方に関する検討会』において、関係省庁（国土交通省住宅局・消防庁・警察庁）も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅業法とは別の法制度として、住宅宿泊事業法案を平成29年3月10日に閣議決定し、同日に国会に提出しております。</p> <p>本法案において、住宅宿泊事業を実施する戸建住宅（以下、届出住宅。）の建築基準法上の用途は、住宅と扱うものとしております。なお、届出住宅については部屋の構造を熟知していない宿泊者が滞在することも想</p>

提案内容に対する所管省庁の回答

	定されることから、火災が発生した場合等の円滑な避難を確保するため、本法案において、非常用照明器具の設置や避難経路の表示等を求めることとしております。
--	--

区分(案)	
-------	--

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 本会議関連

受付日：平成 29 年 1 月 19 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 1 月 31 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 4 月 28 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	戸建住宅を宿泊施設として活用するための規制緩和（建築基準法における用途変更における規制緩和）
具体的内容	<p><b>【提案目的】</b> 訪日観光客の増加，宿泊施設の不足が課題となる中，伝統的な日本家屋を改修した宿泊施設が観光客から人気を集めているが，全国各地では，空き家が増加し，生活環境等の観点から問題となっている。国では，規制改革実施計画（H28.6.2閣議決定）において，ホテル・旅館に対する規制の見直しについても，民泊に対する規制の内容・程度との均衡も踏まえ，早急に検討することとしている。建築基準法の取扱いを見直し，空き家の戸建住宅の宿泊施設への利用拡大により，観光客の多様な宿泊ニーズへの対応，宿泊施設不足の解消，空き家の有効活用を促進するため，提案する。</p> <p><b>【提案内容】</b> 戸建住宅を宿泊施設として旅館業を行う場合，次の利用が想定されることから，建築基準法の規制を戸建住宅と同様の規制に緩和すること。</p> <p>（１）想定事例</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1．宿泊施設の利用形態が家族や友人などの特定の１グループ</li> <li>2．10人以下など少人数への1棟貸</li> <li>3．住宅の規模が2階以下かつ300平方メートル未満</li> </ol> <p>（２）建築基準法の取扱い 上記（１）の場合，住宅とみなして建築基準法を適用することとし，ホテル・旅館への用途変更を不要とすること。 ホテル・旅館への用途変更を不要とする対応ができない場合，上記（１）の想定事例に係る戸建住宅については，建築基準法上のホテル・旅館に係る次の規制を戸建住宅と同様の基準に緩和すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1．界壁・間仕切壁</li> <li>2．排煙設備の設置</li> <li>3．内装制限</li> <li>4．屋内階段の寸法</li> </ol> <p><b>【懸念される課題】</b> 本県では，観光客を県内に宿泊させるため，日本家屋の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えている。空き家をホテル・旅館に用途変更する場合，建築基準法に定める基準を満たす必要があるが，古民家などの空き家を持つ魅力の低減や修繕による事業者の負担増につながり，空き家の宿泊施設としての利用が進んでいない。また，本県提案事例は，一般住宅に宿泊する場合とその性能・用途が同様であり，戸建住宅と同様の規制とすべきである。</p> <p><b>【民間事業者のニーズ】</b> 戸建住宅を活用した宿泊施設を運営する事業者，不動産業者等へヒアリングを行った結果，建築基準法の規制を緩和する本県提案に賛同し，次の要望をいただいている。 （例）現行制度では，画一的な規制により物件の持ち味が失われることもあるため，規制を緩和してもらいたい，など。</p>
提案主体	広島県

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	建築基準法においては，建築物の用途に応じて，防火上、避難上等の支障がないように最低限の基準を求めているところです。旅館業を営む宿泊施設等については，建築基準法の用途は、原則として旅館・ホテルとしています。
該当法令等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．建築基準法第36条、建築基準法施行令第114条</li> <li>2．建築基準法第35条、建築基準法施行令第126条の2</li> <li>3．建築基準法第35条の2、建築基準法施行令第128条の4、第129条</li> <li>4．建築基準法第35条、建築基準法施行令第23条</li> </ol>
対応の分類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．～3．現行制度下で対応可能</li> <li>4．検討を予定</li> </ol>

## 提案内容に対する所管省庁の回答

対応の概要	<p>建築基準法の規制は、国民の生命を守るための最低限度の基準を定めたものであるため、規制の緩和は、技術的な検討を行い、代替措置の安全性を十分に確かめる必要があります。</p> <p>用途については、防火避難上の安全性や市街地環境の保全の観点から分類されており、利用実態から判断されます。「住宅」は特定少数の居住の用に供するものであり、「ホテル・旅館」は不特定の利用者が避難経路を熟知しない者の利用が想定されることから、同じ用途として取り扱うことはできません。</p> <p>1．～3．防火上主要な間仕切壁や排煙設備、内装制限などの規定については、防火上・避難上の安全性を確保する観点から、用途や規模に応じて適用関係が定められているため、ホテル・旅館において戸建住宅と同様の規定を適用することは困難です。なお、これらについては、これまで安全性に関し技術的な整理ができたものについては順次合理化してきており、規模の大きなものを除けば、連動型住宅用防災警報器等の設置などの代替措置によって、用途変更することも既に可能です。また、個別に避難安全検証の実施により安全性を確認することもできます。</p> <p>4．屋内階段の寸法については、今後、技術的検証をもとに、一定の要件（規模や追加の安全措置等）を満たした段階においては、寸法の基準を緩和できるよう、平成29年度に告示の改正を検討しています。</p>
-------	---

区分(案)

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 本会議関連

受付日：平成 29 年 5 月 18 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 6 月 12 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 6 月 30 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	戸籍謄本・住民票の取得方法の統一
具体的内容	<p>相続手続きの事務負担軽減のため、戸籍謄本・住民票の取得方法を統一する。</p> <p>銀行は、債務者の相続人が不明な場合、戸籍謄本・住民票により相続人調査を行うが、これらの取得方法が市町村により区々であるため、手続きが煩雑である。</p> <p>申請書の様式や申請書に必要な印（営業店の担当者、支店長、本部長などのレベルの印が必要か）、添付書類（金銭消費貸借契約の写し、支店長の依頼状等）が統一できれば、相続手続きの事務負担軽減につながる。</p> <p>規制改革推進会議において「地方における規制改革」（地方の様式・書式の統一）を進める際には、本要望についても検討いただきたい。</p>
提案主体	一般社団法人全国地方銀行協会

	所管省庁：総務省、法務省
制度の現状	<p>【総務省】</p> <p>住民基本台帳法第 12 条の 3 において、市町村長は、第三者から住民票の写し等の交付の申出があった場合には、利用の目的を明らかにさせることとされています。</p> <p>申出者が法人である場合には、事務処理要領において、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地を明らかにさせ、また、申出の意思を明らかにさせるため、法人の代表者印の押印等を求めることが適当であるとされています。</p> <p>なお、主たる事務所については、その申出に係る業務に関して主要なものの意味であり、本店、支店、営業所、事業所等が含まれるものと解して差し支えないとされています。</p> <p>添付書類については、住民票の写しを必要とする正当な理由があるかどうかを判断するために市町村長が必要と認めるときに、利用の目的を証する書類を求めるものです（住民票省令第 10 条第 1 項後段）。</p> <p>【法務省】</p> <p>戸籍謄本等の交付請求手続については、戸籍法、戸籍法施行規則及び通達によって、戸籍謄本等の交付請求書（以下「請求書」という。）の様式は通達によって定められており、各市区町村において統一的な取扱いがされています。</p> <p>また、戸籍謄本等については、戸籍に記載された個人情報保護を観点から、交付請求をする場合を制限し、現に請求の任に当たっている者の本人確認を厳格に行う制度とされています。</p> <p>このため、現に請求の任に当たっている者がどのような立場で交付請求するかによって、戸籍謄本等の交付を請求する権限を証する書面、請求に当たり明らかにすべき事項、請求書への押印について、違いが生じます。</p> <p>なお、第三者による戸籍謄本等の交付請求の場合には、戸籍謄本等の利用目的を明らかにして請求する必要がありますが、請求書の記載内容から、その目的が明らかにされていないと認めるときには、市区町村長は請求者に対し資料の提供等を含め、必要な説明を求めることができます。</p>
該当法令等	<p>【総務省】</p> <p>住民基本台帳法第 12 条の 3、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第 10 条</p> <p>【法務省】</p> <p>戸籍法第 10 条の 2、第 10 条の 3、第 10 条の 4、戸籍法施行規則第 11 条の 2、第 11 条の 3、第 11 条の 4、平成 20 年 4 月 7 日民一第 1000 号通達、平成 20 年 4 月 7 日民一第 1001 号民事局民事第一課長依命通知</p>
対応の分類	<p>【総務省】現行制度下で対応可能</p> <p>【法務省】事実誤認</p>
対応の概要	<p>【総務省】</p> <p>住民基本台帳事務については、住民基本台帳法等に基づき、自治事務として各自治体で運用されており、住民票の写しを必要とする正当な理由を確認するために必要な書類については、個別具体の事案により異なるものですので、一律に統一することは困難であると考えます。</p> <p>【法務省】</p> <p>制度の現状で記載したとおり、戸籍謄本等の交付請求手続については、戸籍法、戸籍法施行規則及び通達によって、請求書の様式は通達によって定められているため、戸籍謄本等の請求の任に当たっている者や請求書の記載内容により、請求書に押印する印及び請求に係る添付書類に違いが生じることがありますが、市区町村ごとに交付請求手続が相違するものではありません。</p>

区分（案）

## 提案内容に対する所管省庁の回答

本会議関連

番号：8

受付日：平成 29 年 5 月 24 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 6 月 12 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 6 月 30 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	第二種運転免許(大型及び中型)へのAT限定免許の新設
具体的内容	<p>大型二種免許の取得要件(年齢等)を緩和するのではなく新たに大型二種免許(中型二種免許含む)にAT限定免許を新設することを提案いたします。</p> <p>大型二種免許にAT限定免許を新設する効果</p> <p>【免許取得者】 現在、AT限定免許所持者は年々増加傾向にあり、この10年で66%も増加しています。今では普通免許を新規に取得する6割以上がAT限定免許を選択しています。 上記のことからも大型二種免許にもAT限定免許を新設することにより、普通免許をAT限定で取得した方でも大型二種免許にチャレンジしやすくなり、かつMT免許を所持しているが普段はAT車しか運転していない層にとってもハードルを下げることになります。 特にAT車免許所持率の高い女性にとってもチャレンジしやすい環境となります。 さらに実際にバスを運転する上での運転士の負担軽減にも繋がります。これは結果として安全運転にもつながっていきます。</p> <p>【バス事業者】 AT限定免許導入によりバス事業者も、運転士養成にかかる費用、および時間的なリスクの軽減につながる事が予想されます。 採用での受け入れ間口が広がり、労働者確保につながります。 バス自体は、すでに大型バス製造メーカーもMT車の製造を行っておらず、AT車化は車両のほうですでに先行して進んでいる状態ですから、この点で新たな負担が発生することは考えられません。 年齢引き下げを行うよりも事業者のリスクは低く抑えられると予想されます。</p> <p>【自動車教習所】 車両購入という負担は発生しますが、コース改修などの負担は発生しません。 上記のように、AT限定免許を新設することにより大型二種免許の取得への抵抗感が軽減され、女性の社会進出の後押しにもなり政府が進める『すべての女性が輝く社会づくり』の精神にも沿った制度改革になると考えられます。 現状でも大型二種免許の女性の保有者数は年々増加(男女全体では減少)をしており、AT免許取得の増加傾向の実情からも、大型二種免許のAT限定免許新設によりさらに増加傾向が促進されることと考えます。 年齢要件引き下げと比べても、それぞれのリスクも少なくかつそれぞれに利益をもたらす制度改革になる言えると思われまます。</p>
提案主体	個人

	所管省庁：警察庁
制度の現状	<p>道路交通法(昭和35年法律第105号)では、都道府県公安委員会は、運転することができる自動車の種類を限定する条件を免許に付すことができる制度が設けられています。 現在、AT限定の条件を付すことができる四輪以上の自動車に係る免許は、普通免許、タクシー等の運転に必要な普通第二種免許、及び普通仮免許とされています。</p>
該当法令等	道路交通法第91条
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>大型及び中型第二種免許に係るAT限定免許の導入を検討するに当たっては、都道府県警察や、大型及び中型第二種免許の新規取得者のうち約90%がその卒業生である指定自動車教習所等が、当該AT限定免許に係る試験や教習に対応するために試験車両や教習車両等を新たに整備することによる負担を考慮しなければならぬと考えています。</p> <p>現在、警察においては大型及び中型第二種免許に係るAT限定免許の新設に係る事業者等からの要望については把握していないなどのことから、これらAT限定免許取得の需要は大きくないものと考えているほか、自動車教習所については、平成29年の準中型免許の新設に伴い、教習車両等の整備を行ったばかりで、経営に余裕のない教習所が多いと考えられます。このような中で需要の大きくない教習所を新設し、更なる負担を強いた場合、こうした負担が最終的には当該教習のみならず、他の教習の利用者にも転嫁されるおそれもあります。また、自動車教習所の経営を圧迫し、他の教習や高齢者講習を始めとした交通安全教育の実施にも悪影響</p>

## 提案内容に対する所管省庁の回答

	<p>を与えかねません。</p> <p>さらに、中型免許や準中型免許の新設等、これまでの免許区分の変更等に当たっても、一定の需要が見込めるかについて、事業者等の要望の大きさを踏まえているところです。</p> <p>したがって、警察庁としては、当面の間は当該A T限定免許を導入する予定はありませんが、引き続き、大型及び中型A T車の普及状況や事業者等からの要望等について注視してまいります。</p>
--	---

区分(案)	
-------	--

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 医療・介護ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 6 月 22 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 7 月 3 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 7 月 20 日
----------------------	-----------------------------	---------------------------

提案事項	機能性表示食品制度における、生鮮食品を対象とする規格基準型の採用
具体的内容	<p>機能性表示食品制度では、事業者が自らの責任において、「臨床試験」や「研究レビュー」によって科学的根拠を説明し、機能性に関する適正な表示を行なう必要がある。しかし生鮮品の機能性に関する既存の「研究レビュー」はほとんどなく、産地や収穫時期によって成分にばらつきもであることから、事業者が「臨床試験」を行ない科学的根拠を明示するハードルも高い。</p> <p>そこで、栄養機能食品制度のように規格基準型を採用し、特定の成分で一定の機能性が表示できるものは、「臨床試験」や「研究レビュー」に代わるエビデンスとして認められたい。</p> <p>例えば、海外の機能性表示で認められている成分や、日本の特定保健用食品のうち科学的根拠が蓄積されている関与成分などで、一日当たりの摂取目安量に含まれる栄養成分量をあらかじめ定める、などの方法が考えられる。</p> <p>機能性表示食品制度を活用すると、売上が大きく伸びた事例もあり、事業者の関心は高いものの、科学的根拠を自ら示すことが難しいため、断念するケースも多い。</p> <p>機能性表示食品制度は、開始以来約 2 年間で 800 件を超える届出がある一方、生鮮食品の届出件数は数件にとどまっていることから、生鮮食品に関する独自基準の設定を要望する。</p>
提案主体	大阪商工会議所

所管省庁：消費者庁

制度の現状	<p>機能性表示食品制度は、食品関連事業者の責任において、安全性及び機能性に関する一定の科学的根拠に基づき、食品の機能性を表示することができる制度です。</p> <p>機能性に関する科学的根拠については、最終製品を用いた臨床試験の実施、又は最終製品若しくは機能性関与成分に関する研究レビューにより説明することとしています。</p>
該当法令等	<p>食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）</p> <p>機能性表示食品の届出等に関するガイドライン（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）</p>
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>国が生鮮食品について規格基準を設定することは、機能性の表示について、国があらかじめ定めることとなり、制度運用上、食品関連事業者の自由度が十分に発揮されなくなると考えています。</p> <p>なお、消費者庁ウェブサイトの機能性表示食品制度届出データベースにおいて、これまでに届出されている食品の安全性及び機能性に関する科学的根拠が公表されていますので、どのような食品関連事業者でもこれらの科学的根拠を活用して届出を行うことは可能です。</p>

区分（案）

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 医療・介護ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 6 月 22 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 7 月 3 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 7 月 20 日
----------------------	-----------------------------	---------------------------

提案事項	機能性表示食品制度における機能性関与成分と、栄養機能食品制度の対象成分との併記
具体的内容	<p>生鮮食品には栄養機能食品制度の対象成分であるビタミン、ミネラルなどが豊富であり、その相乗効果も認められる。しかし現状では、同一商品に、栄養機能食品制度の対象成分と、機能性表示食品制度の機能性関与成分との併記が認められていない。</p> <p>多くの成分が含まれている生鮮食品に、一つの成分だけが表示されていることは、消費者の誤解を招くことにもなりかねない。</p> <p>については、同一商品に、栄養機能食品制度の対象成分と、機能性表示食品制度の機能性関与成分との併記を認められたい。</p>
提案主体	大阪商工会議所

所管省庁：消費者庁

制度の現状	<p>機能性表示食品について、機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的が期待できる旨の表示とともに、ビタミン、ミネラル等の栄養成分の補給ができる旨の表示や栄養成分の適切な摂取ができる旨を表示することは認められています。</p> <p>しかし、機能性表示食品に栄養成分の機能を表示するという機能性表示食品と栄養機能食品の併記については、食品表示基準において、認められていません。</p>
該当法令等	<p>食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）</p> <p>機能性表示食品の届出等に関するガイドライン（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）</p>
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>平成 28 年 1 月より開催した「機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会」において、ビタミン、ミネラルの機能性の表示については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過剰摂取により健康被害の発生の懸念があること</li> <li>・ 既にビタミン、ミネラルを対象として、生命維持のための栄養面での機能などを表示する栄養機能食品制度があり、「機能性表示食品」としての併記も認めると消費者が混乱すること</li> </ul> <p>等を踏まえ、現時点において機能性表示食品制度の対象としないことが適当とされたところです。</p> <p>なお、ビタミン、ミネラルの機能性の表示については、健康・栄養政策との整合性を図りつつ、まず栄養機能食品制度において、検討を行うこととしています。</p>

区分(案)

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 医療・介護ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 6 月 22 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 7 月 3 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 7 月 20 日
----------------------	-----------------------------	---------------------------

提案事項	生鮮食品における、「抗酸化力」といった総合力としての機能性の表示
具体的内容	生鮮食品の機能性は特定の栄養素・非栄養素に限られたものではないことから、「抗酸化力」といった総合力としての機能性を認められたい。
提案主体	大阪商工会議所
	所管省庁：消費者庁
制度の現状	機能性表示食品は、食品関連事業者の責任において安全性及び機能性に関する一定の科学的根拠に基づき、機能性関与成分によって食品の機能性が表示されるものです。 機能性関与成分については、表示しようとする機能性に係る作用機序が、in vitro 試験及び in vivo 試験、又は臨床試験により考察されているものであり、直接的又は間接的な定量確認及び定性確認が可能な成分としています。
該当法令等	食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号） 機能性表示食品の届出等に関するガイドライン（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）
対応の分類	対応不可
対応の概要	一般的に個別の機能性関与成分に由来せずに食品全体に着目した「総合力」としての機能性の表示を認めることは困難です。 仮に、「抗酸化力」について、機能性を表示する場合、抗酸化作用によりどのような特定の保健の目的に資するかを明確にすることが必要であり、「抗酸化力」とは具体的にどのようなものであり、それがどの機能性関与成分に由来するものか、分析、整理いただくことが必要です。

区分（案）	
-------	--

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 医療・介護ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 6 月 22 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 7 月 3 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 7 月 20 日
----------------------	-----------------------------	---------------------------

提案事項	機能性表示食品制度における、生鮮食品を対象とするパッケージの簡易表示
具体的内容	<p>機能性表示食品制度では、一日当たりの摂取量当たりの機能性関与成分含有量、摂取の方法、注意喚起等 16 項目を表示することが定められている。しかし少量買いが多くなるなか、生鮮食品のパッケージは小型化するとともに、ゴミ減量の観点から簡易包装も求められる。すべての項目を表示すれば、読めないほどの小さな文字になってしまうのが実態である。</p> <p>またパッケージのないばら売りや、生産者ではなく流通事業者が袋詰めすることも多く、表示が困難なケースもある。</p> <p>そこで、表示義務文字数の低減やマーク等による補完的な表示など、生鮮食品の流通の実態に合わせた簡易な表示を認められたい。</p>
提案主体	大阪商工会議所

	所管省庁：消費者庁
制度の現状	<p>機能性表示食品について、食品表示基準において義務表示事項が規定されています。 (義務表示事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性</li> <li>・一日当たりの摂取目安量</li> <li>・摂取の方法</li> <li>・一日当たりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量</li> <li>・摂取する上での注意事項</li> <li>・機能性及び安全性については国による評価を受けたものではない旨</li> <li>・疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨</li> <li>・疾病に罹患している者は医師、医薬品を服用している者は医師、薬剤師に相談した上で摂取すべき旨 等</li> </ul> <p>このため、生鮮食品である機能性表示食品も、当該義務表示事項について容器包装に表示しなければなりません。</p>
該当法令等	食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号） 機能性表示食品の届出等に関するガイドライン（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>平成 26 年 7 月に取りまとめられた、機能性表示食品制度の創設時の有識者検討会の報告書において、「容器包装への表示による情報開示」について、「容器包装は情報開示でも最も重要な役割を果たすツールの一つであることに鑑み、消費者に確実に伝えるべき次の事項は、容器包装に記載することが適当である」とされ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能性関与成分名</li> <li>・1 日摂取目安量及び摂取の方法</li> <li>・1 日摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量</li> <li>・摂取上の注意</li> <li>・表示及び製品の安全性については国による評価を受けたものではない旨</li> <li>・疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨</li> <li>・医薬品を服用している者は医師・薬剤師に相談した上で摂取すべき旨 等</li> </ul> <p>については、生鮮食品であっても容器包装に記載することとされました。</p> <p>この有識者検討会を踏まえ、食品表示基準の中に機能性表示食品制度が位置づけられ、義務表示事項が定められています。</p> <p>従って、機能性表示食品として、機能性をうたう以上は、消費者に確実に伝えるべき事項について適切に表示を行っていただく必要があります。</p> <p>なお、箱詰めで販売する場合は箱に、小分けの場合、袋やスタンドバッグに義務表示事項を表示することは可能です。</p>

区分(案)

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 医療・介護ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 6 月 22 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 7 月 3 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 7 月 20 日
----------------------	-----------------------------	---------------------------

提案事項	機能性表示食品制度における、消費者庁の迅速な確認および具体的な修正点の指示
具体的内容	<p>機能性表示食品制度においては、事業者は販売を予定する日の 60 日前までに届出書及び関連する資料を届け出て、それを消費者庁が確認することとなっている。</p> <p>しかし消費者庁における書類確認が 60 日を越えたり、届出書類に不備事項がある場合、その基準や具体事項が指示されないため、事業者の販売計画に支障をきたすケースも見受けられる。特に農産物の場合は収穫時期が年に 1 回であるものも多く、その時期を逃すと 1 年後まで待たなければならない。</p> <p>そこで、事業者の販売計画が遅延することのないよう、可能な限り、この期日内で速やかに確認されたい。また届出書類の記載基準を明確にするとともに、不備事項がある場合は、届出者に対し、不備事項をまとめて通知するとともに、具体的な修正点を指示されたい。</p>
提案主体	大阪商工会議所

所管省庁：消費者庁

制度の現状	<p>機能性表示食品は、当該食品に関する表示の内容、安全性及び機能性の根拠に関する情報等を販売する日の 60 日前までに届け出たものです。</p> <p>平成 28 年 4 月から、機能性表示食品制度届出データベースの運用開始に伴い、届出者名や商品名など、基本情報の未記入といった資料のケアレスミスについては、自動的にチェックされるため、届出前に確認できるようにしており、不備のない届出資料については、届出日から 60 日以内にデータベースでの公表を行っています。</p> <p>これまでも届出資料作成に当たっての留意事項や確認事項等の発出（「機能性表示食品の届出資料作成に当たっての留意事項」（平成 27 年 6 月 2 日公表）及び「機能性表示食品の届出書作成に当たっての確認事項」（平成 27 年 9 月 30 日公表））を行い、届出を行うに当たっての理解促進を図っています。</p>
該当法令等	<p>食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）</p> <p>機能性表示食品の届出等に関するガイドライン（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）</p>
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	<p>今後、関係団体からの意見を踏まえながら、これまでの届出において届出者の多くが誤った記載をしている部分や注意すべき点等を整理した上で、その内容を盛り込んだ Q&amp;A の作成、及びガイドラインの分かりにくい部分の見直しを平成 29 年度中に行い、届出にあたっての予見可能性を高めることとしています。</p> <p>また、業界団体と情報共有を強化し、業界団体の機能（質問の集約及び情報発信等）を活用するよう取り組むこととしています。</p>

区分（案）

## 提案内容に対する所管省庁の回答

## 医療・介護ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 6 月 22 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 7 月 3 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 7 月 20 日
----------------------	-----------------------------	---------------------------

提案事項	食品表示に関するガイドラインの明確化
具体的内容	<p>農林水産物の認証制度には、機能性表示食品制度以外に、JAS規格（日本農林規格）やGAP（農業生産工程管理）などの各種規制が存在し、消費者にとってはわかりにくくなっている。</p> <p>そこで、消費者庁は、各種規制に基づく表示をふまえた食品の機能性表示について、ガイドラインを示されたい。</p>
提案主体	大阪商工会議所

所管省庁：消費者庁	
制度の現状	<p>機能性表示食品制度は、食品表示法に基づく食品表示基準に規定されている、食品関連事業者の責任において安全性及び機能性に関する一定の科学的根拠を基に食品の機能性を表示する制度です。</p> <p>本制度の適正な運用を図ることを目的として、事業者が機能性表示食品の届出を行う際の指針となる「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」を策定しています。</p>
該当法令等	<p>食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号） 機能性表示食品の届出等に関するガイドライン（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）</p>
対応の分類	事実誤認
対応の概要	<p>機能性表示食品制度は、食品表示法に基づく食品表示基準に規定されている、食品関連事業者の責任において安全性及び機能性に関する一定の科学的根拠を基に食品の機能性を表示する制度であり、農林水産物の認証制度ではありません。</p> <p>消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するものとするためには、安全性の確保及び機能性表示を行う上での必要な科学的根拠、適正な表示による消費者への情報提供等が適切に担保されることが重要です。こうした観点を踏まえ、事業者が機能性表示食品の届出を行う際の指針となる「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」を策定しています。</p> <p>なお、Q&amp;Aの作成及びガイドラインの分かりにくい部分の見直しを平成 29 年度中に行い、届出に当たっての予見可能性を高めることとしています。</p>

区分（案）